

- a エの(ア)の職員は、キの資機材一式を用意する。
  - b エの職員全員は、いったん集合施設に集合して打合せをした後、最少台数の車で農場に向かう。
  - c 農場に入る前に防疫衣を着用し、立入検査を終えている家保職員、飼養者と合流する。
- (イ) 畜舎等の情報精査
- a あらかじめ把握していた農場情報を現地で再確認、必要に応じて再調査し、各畜舎・施設の構造と消毒方法、殺処分方法、汚染物品の種類・分量・処理方法を取りまとめ農場防疫作業に係る防疫計画(案)及び埋却計画(案)を完成させる。
  - b aで精査した防疫計画(案)を農場防疫班長に報告する。(農場防疫班長→家保次長→農務課長及び畜産振興課主査(防疫))  
なお、埋却地の位置について、環境生活課及び生活衛生課との事前の協議又は情報共有の有無に関わらず、両課による水質検査計画の検討(採水場所の検討等)のため、農務課から環境生活課及び生活衛生課へ直ちに情報提供し、内容を協議する。
  - c 後から合流する先遣隊(受入)ともbの情報を共有する。

(ウ) 防疫作業方法等の決定

(イ)の情報を元に、作業効率及びまん延防止上必要な作業動線等を検討し、農場テントの設置場所や殺処分から埋却、清掃・消毒までの作業方法等を決定する。

なお、作業動線等の検討とあわせ、汚染エリア内で傷病者が発生した場合を想定した傷病者の移動及び救急車両の走行ルートを検討を行う。

**カ 留意事項**

- (ア) 患畜等決定前までに作業を終えるよう努める。
- (イ) 農場調査票、畜舎毎情報、修正後の防疫計画(案)の報告は、カメラ機能付き携帯電話、立入・疫学調査係が農場に持ち込んだタブレット端末を使用する等効率化を図る。
- (ウ) 患畜等決定以降は、引き続き農場で各班の補佐を行う。

## キ 必要資機材

(ア) あらかじめ調査されている当該農場情報

(イ) 防疫衣セット (ディスポキャップ 1、防疫衣 2、インナー手袋 2、背抜きゴム張り手袋 1、ゴーグル 1、マスク 1、長靴 1) ×人数分

\* 人数には、先遣隊 (受入) 分も含める。なお、明らかでない場合は、10名分を余分に持参する。

(ウ) 鉛筆、クリップボード、デジタルカメラ、マジック、消毒噴霧器、ごみ袋、布テープ 等

## ク 連絡先

\_\_\_\_\_ 家保次長

担当者氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先 : \_\_\_\_\_



## (2) 先遣隊 (受入)

### ア 作業内容

- (ア) 農場内での初動防疫作業 (通行遮断、消毒、殺処分) の準備。
- (イ) 患畜等決定以降は、引き続き農場等で各係の補佐。  
補佐先：連絡調整係、現地受入係、資機材管理係、通行遮断係

### イ 作業場所

発生農場

### ウ 作業場所までの移動

- (ア) 現地立入グループは公用車で発生農場に直行する。
- (イ) 備蓄資材グループのうち4名は公用車で資機材を備蓄する家保に向かい、資機材を搬出する。
- (ウ) (ア)、(イ)以外のメンバーは、(総合)振興局から集合場所まで、(総合)振興局指揮室の輸送・宿泊・食事係が準備するバスで移動する。その際、防疫支援班の集合施設運営係、資機材調達・管理係、食事係及び運搬係のメンバーと同時にバスで移動する。集合施設から発生農場へは、防疫衣装着後、同じバスで移動する。

### エ 人員構成

(構成例)

家畜防疫員	5名
農場テント設置・資材設置	4名
緊急消毒	4名
埋却地対応	2名

### オ 作業手順

- (ア) 現地立入グループ
  - a あらかじめ把握していた当該農場の飼養状況、農場見取り図等の農場概要に係る資料及び防疫衣セットを持って農場へ向かう。
  - b 防疫衣を着用して農場内の先遣隊 (計画) と合流し、防疫措置に必要な農場情報を収集し、防疫計画 (案) を完成させる。
  - c 防疫計画 (案) を踏まえ、テント、プレハブ、トイレ、照明器具、資機材等の配置箇所を決め、それら配置図を作成して農場防疫班長に報告する。
  - d 通行遮断の場所を決めて配置図を作成し、農場防疫班長に報告する。その際、動力噴霧器を設置するので、水を確保するための調整を行う。

- e 埋却計画に基づき試掘作業を行い埋却地を決定する。試掘状況については農場防疫班長に都度報告し、湧水等で不適の場合は直ちに別の埋却予定地で試掘作業を行う。
- (イ) 備蓄資材グループ
- a 公用車で移動する4名は、発生地域の家保の備蓄場所で、総括・調整班の資機材調達係が手配する輸送車両(箱形トラック1台等)に資機材等を積み込み、直ちに集合施設に向け搬出。集合施設では、防疫支援班の資機材調達・管理係及び運搬係と連携して、資機材を整理する。
- b 集合施設で防疫衣を着用し、aのうち初動に必要な資機材(表1)を持って農場へ移動。農場で現地立入グループと合流し、c、d、e、fの作業を行う。資機材の輸送、人員の移動には、(総合)振興局からの移動に使用したバス等を活用し、迅速に作業を行う。
- c 農場テントを設置する。
- d 通行遮断の準備を行い、異常家畜発生畜舎周辺を消毒、必要に応じてネズミ等の野生動物の封じ込め、駆除を実施する。
- e 先遣隊(計画)により検討した作業動線、資機材の配置等に基づき、必要な資機材を配置する。
- f 埋却場所が確定次第、埋却用資機材を配置する。

表1：初動防疫用資機材

用途	資機材	数量
農場テント	テント	
	ブルーシート	
	机	
	椅子	
通行遮断	コーン	
	コーン重り	
	文字入り看板	
	無地看板	
	標識ロープ	
	布テープ、カッター	
	動力噴霧器	
	ポリバケツ	
消毒	消石灰	
	炭酸ソーダ	
	一輪車	
	竹ぼうき	
	アルミスコップ(平先)	
	カッター、ゴミ袋	

## カ 留意事項

- (ア) 患畜等決定までにすべて作業を完了する。
- (イ) 通行遮断、殺処分、消毒、埋却等の作業手順については各マニュアルを参照

## キ 必要資機材

- (ア) 作業衣関係：防疫衣セット（ディスポキャップ1、防疫衣2、インナー手袋2、背抜きゴム張り手袋1、ゴーグル1、マスク1、長靴1）  
×人数分、布テープ、マジック、消毒噴霧器、ゴミ袋
- (イ) 配置図作成：防疫計画（案）、埋却計画、鉛筆、クリップボード、デジタルカメラ
- (ウ) 資機材運搬：リアカー、一輪車、軽トラック
- (エ) 荷解き用具：カッター
- (オ) 移動手段：公用車2台以上

## ク 連絡先

農場防疫班長

担当者氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

ケ 参考

(様式例)

農場敷地内テント等配置図 (通行遮断の設置を含む)

(見取り図等)

(特記事項等 : 電源、水源、照明操作、作業に当たり特に注意すること等詳細記載)

### (3) 農場統括係

#### ア 作業内容

- (ア) 発生農場において防疫作業を円滑に進めるため、農場防疫班長(現地指揮所)の指揮下で農場の防疫作業全体を統括する。
- (イ) 防疫作業の進捗状況や作業に係る問題をリアルタイムに把握して農場防疫班長と共有し、計画どおり作業が進捗するよう運営する。

#### イ 作業場所

発生農場(農場統括係待機場所)

- \* 原則テントを設置することとし、下記の対応案から農場の規模、構造等を踏まえ効率的な場所に設置する。
  - ・ 農場テント(現地受入係の項を参照)と共有する
  - ・ 独立して汚染エリア内に設置、必要に応じてプレハブに代える
  - ・ 農場の事務所、作業所等の一角(施設所有者の了解を得た上で利用)

#### ウ 作業場所までの移動手段

他の係と異なるスケジュールで交代、引継ぎを行うことが望ましく、また不測の事態に備え、原則として公用車等、農場統括係専用の移動手段を確保する。

#### エ 人員構成

- (ア) リーダー 1名(家保、※先遣隊(計画)より配置)
- (イ) 係員 4名(家保2、(総合)振興局2)

#### オ 作業内容

- (ア) 農場の防疫作業全体の統括
  - a 農場内防疫作業について、各係のリーダーに対し作業の開始、終了と引継ぎを指示する。家畜防疫員が畜舎又は区画の管理を担当している場合はこれと連携して対応する。

殺処分係、清掃・消毒係等、各係をさらに班分けして作業を行う場合、各班に対する指示は原則として畜舎又は区画の管理を担当している家畜防疫員を通じて行う。
  - b 作業開始からの経過時間と残り時間を、正時ごとに防疫作業員に伝達する。
  - c 防疫作業の進捗状況の把握と報告
    - (a) 殺処分作業
      - i 2時間毎に、農場防疫班の連絡調整係から殺処分進捗状況集計表の提出を受ける。
      - ii 集計内容確認後、農場防疫班長へ報告する。



## (b) 汚染物品搬出及び清掃・消毒作業

- i (a) の i と同じ時間毎に、農場防疫班の連絡調整係から清掃・消毒進捗状況集計表の提出を受ける。
- ii 集計内容確認後、農場防疫班長へ報告する。

## (c) 埋却作業

- i 2時間毎に農場防疫班の連絡調整係から投入量（頭数、フレコンバッグ個数等）の報告を受ける。  
※ 農場外に埋却する場合は、2時間毎に農場から搬出した頭数、フレコンバッグ個数等の報告を受ける。
- ii 集計内容確認後、農場防疫班長へ報告する。

## (イ) 農場に入場する防疫作業員の受付

- a 現地受入係から防疫作業員の入場の連絡を受けた時は、動員・班編制係が作成した防疫作業員リストに基づき入場者を班分けする。  
また、必要に応じて清浄エリアに担当を配置し、防疫作業員以外の人又は車両について、その内容を確認し、入場方法を指示する。
- b 班分け後、各係のリーダー、家畜防疫員に作業の開始、作業内容等を指示する。

## (ウ) 農場防疫作業に係る問題への対応

作業の遅延や事故等の問題を確認した場合は、直ちに農場防疫班長と情報を共有し対応方針を決め、必要に応じ（総合）振興局指揮室と協議し支援を求める。

## カ 留意事項

- (ア) リーダーは農場統括係待機場所に常駐。常駐が困難な場合は、必ず係員を1名残すこと。
- (イ) 防疫作業に係る問題は必ず農場防疫班長と共有し、軽微な場合を除き、農場防疫班長に指示を仰いで対処すること。
- (ウ) 人手が足りない場合は、資機材管理係に応援を要請すること。

## キ 必要資機材

待機場所：テント（テントを使用する場合）×1（1×2間）、長机×2、椅子×10

通信機器：携帯電話＋充電器1組 ※電源は現地受入係と共用

筆記用具：クリップボード2、鉛筆2、鉛筆削り1、A4耐水紙20

その他：レーザー距離計、置時計1、農場の図面

ク 連絡先

農場防疫班長

担当者氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

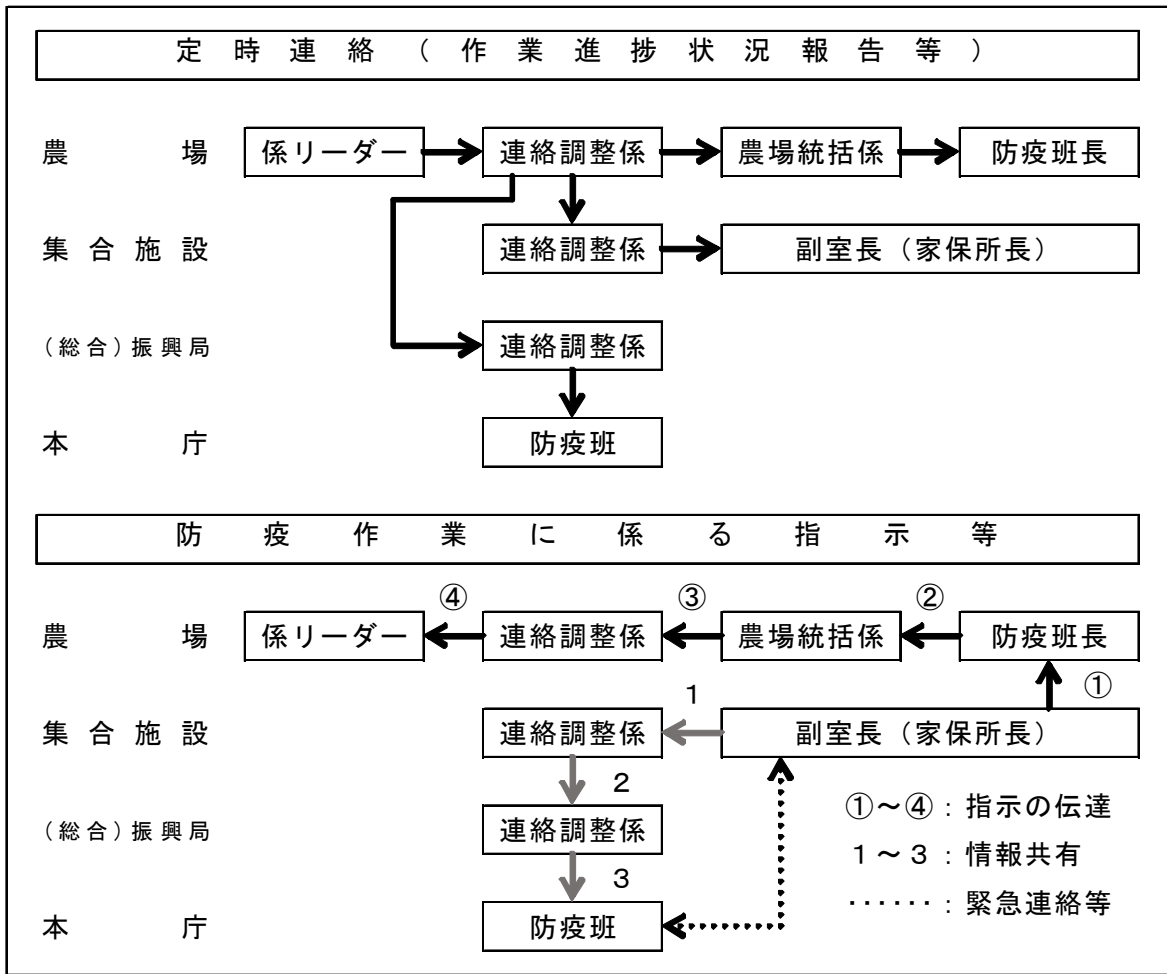
農場防疫班－連絡調整係

担当者氏名：\_\_\_\_\_

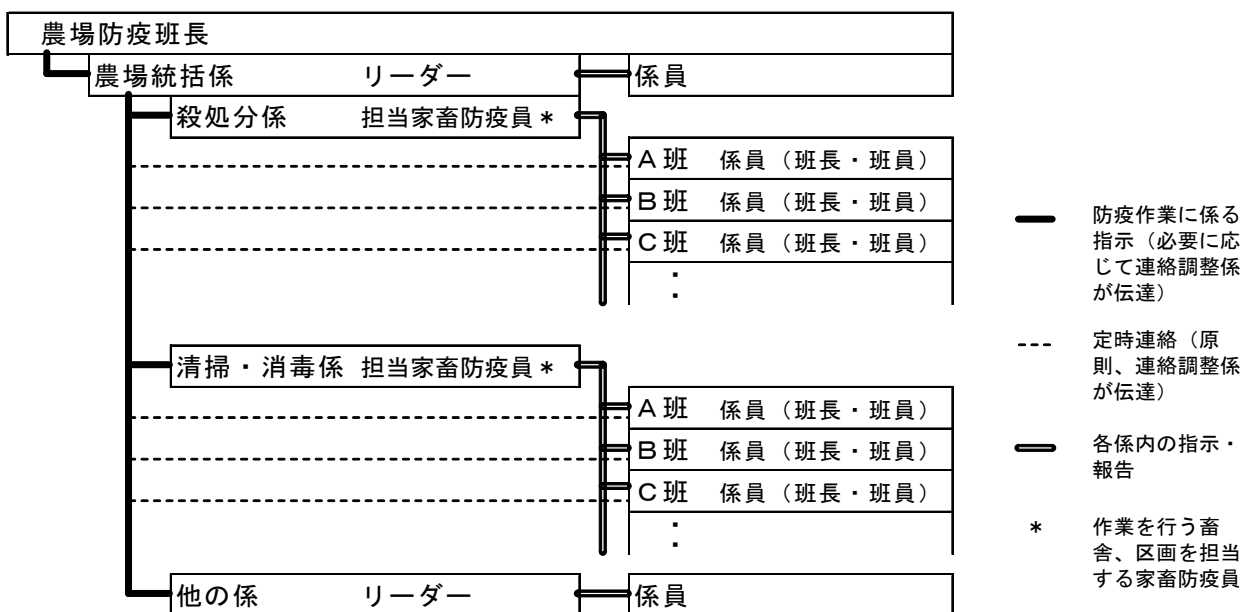
連絡先：\_\_\_\_\_

ケ 参考

(ア) 情報伝達のイメージ



(イ) 農場内情報伝達のイメージ



## (ウ) 動員に係る分担例

分担事項		派遣元	当該(総合)振興局職員、管内関係団体等	本庁、他(総合)振興局職員、道内関係団体等
必要人員の算出			動員・班編制係	本庁対策本部指揮室調整班企画・総務係(農政課、人事局人事課) *
動員者の所属との調整			動員・班編制係	
宿泊施設	宿泊施設・移動手段(宿泊施設まで)の手配		輸送・宿泊・食事係	
	宿泊施設・移動手段(宿泊施設まで)の通知		動員・班編制係	
	集合施設への移動手段の通知		動員・班編制係	
	移動手段(宿泊施設と集合施設間)の手配		輸送・宿泊・食事係	
集合施設	移動手段(集合施設と作業場所間)の手配		輸送・宿泊・食事係	
	受付・健康確認		集合施設運営係・健康管理係	
	(作業前)防疫衣の装着の補助		集合施設運営係	
	(作業前)作業場所への移動バスに誘導 (作業後)宿泊施設への移動バスに誘導		集合施設運営係	
	次シフトの集合時間、集合手段の通知		集合施設運営係	
	軽食、飲料の配付		食事係	
作業場所	作業場所への移動手段の手配		輸送・宿泊・食事係	
	汚染エリア出入時の補助・手順の指示		現地受入係	
	受付、作業開始・終了の指示		農場統括係(消毒ポイント、農場外の埋却地での作業にあつては各係)	
	集合施設への移動手段の通知		農場統括係又は現地受入係(消毒ポイント、農場外の埋却地での作業にあつては各係)	
	軽食、飲料の配付		現地受入係	

注1 注釈のない係名は(総合)振興局対策本部の係を指す。

注2 上表に自衛隊、警察、家畜防疫員、国・都府県からの派遣者は含まない。

- \*  
 ・当該(総合)振興局管内の動員上の不足人数を他(総合)振興局、道内関係団体等から動員。  
 ・道内関係団体への連絡については、道本部防疫班防疫対策係が補佐。  
 ・必要に応じて、道本部調整班関係機関調整係が補佐。  
 ・必要に応じて、派遣元に自己手配を要請。



## (4) 連絡調整係

### ア 作業内容

(ア) 農場内で作業する殺処分係、埋却係等各係のリーダーから防疫作業進捗状況を収集し、農場統括へ報告

(イ) 整理された防疫作業進捗状況を、総括・調整班の連絡調整係に報告

(ウ) 農場統括からの指示を各係のリーダーへ伝達

(エ) 防疫作業に係る農場内の各種情報を収集し、農場統括へ報告

### イ 作業場所

発生農場（農場統括係待機場所）

### ウ 作業場所までの移動手段

(総合) 振興局より輸送バスで移動

### エ 人員構成

概ね5名（すべて（総合）振興局）。

各シフトごとにリーダーを置く。

### オ 作業内容

(ア) 防疫作業進捗状況等の報告

#### a 殺処分作業

(a) 2時間毎に、殺処分係の各班から殺処分進捗状況票(個票)を回収し、殺処分進捗状況集計表に取りまとめる。

(b) (a) の集計表について農場統括係の確認を受け、同集計表を防疫支援班の連絡調整係並びに総括・調整班の連絡調整係へ提出する。

#### b 汚染物品処理、清掃・消毒作業

(a) a の (a) と同じ時間毎に、清掃・消毒係の各班から清掃・消毒進捗状況票(個票)を回収し、清掃・消毒進捗状況集計表に取りまとめる。

(b) (a) の集計表について農場統括係の確認を受け、同集計表を防疫支援班の連絡調整係並びに総括・調整班の連絡調整係へ提出する。

#### c 埋却作業

(a) a の (a) と同じ時間毎に、埋却係から埋却の進捗状況について報告を受け、農場統括係、防疫支援班の連絡調整係並びに総括・調整班の連絡調整係へ報告する。

(イ) 農場統括係からの指示の伝達

各係のリーダーに対し、農場統括係からの指示等を伝達する。

(ウ) 農場防疫作業に係る情報収集

防疫作業において、事故等の問題が生じた場合は、直ちに各係のリーダー等から情報を収集し、農場統括係へ報告する。

**カ 留意事項**

総括・調整班の連絡調整係への進捗状況の報告には、必要に応じて、携帯電話の撮影、メール送信機能等を活用し、集計表の画像を送信する等の方法を検討する。

**キ 必要資機材**

通信機器：トランシーバー×2、携帯電話1 ※充電器は統括係と共用

筆記用具：クリップボード2、鉛筆2、鉛筆削り1、A4耐水紙20

その他：農場の図面

各報告様式 (殺処分個票&集計、清掃・消毒個票&集計)

**ク 連絡先**

総括・調整班-連絡調整係

担当者氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

農場防疫班-農場統括係

担当者氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

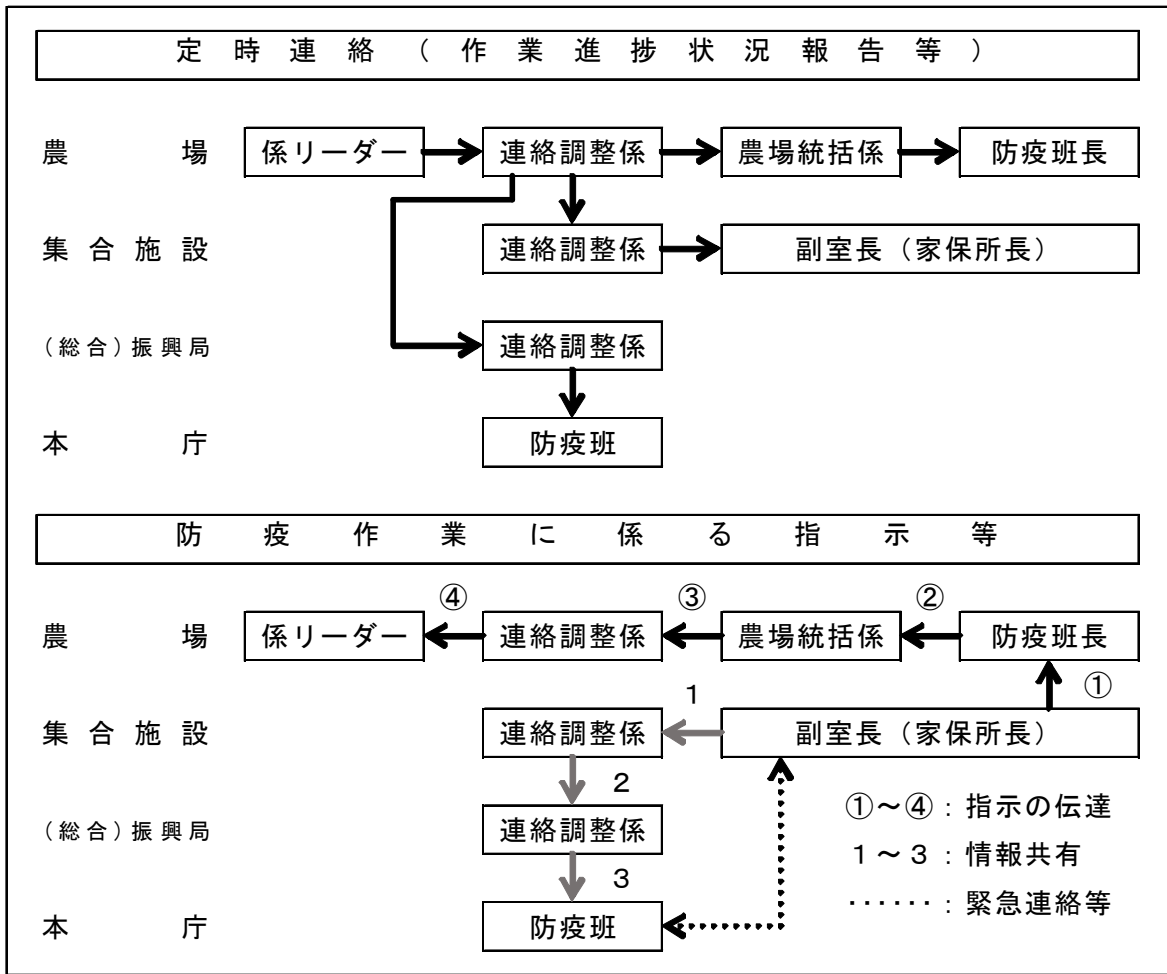
農場防疫班-埋却係

担当者氏名：\_\_\_\_\_

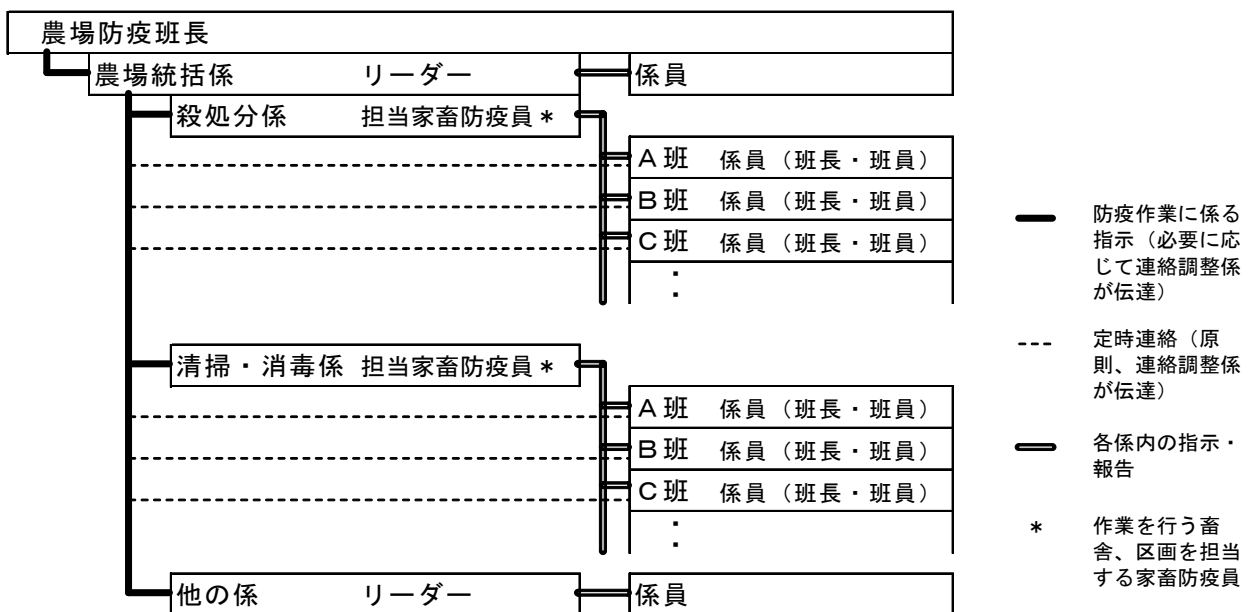
連絡先：\_\_\_\_\_

ケ 参考

(ア) 情報伝達のイメージ



(イ) 農場内情報伝達のイメージ





(ウ) 様式例等

(様式例 1)

殺処分進捗状況票 (個票)

畜舎名 (畜舎番号) \_\_\_\_\_

実施時間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_

記入者 \_\_\_\_\_

畜種	区分	殺処分頭数 (数字又は「正」で記載)
* 牛、豚、羊、山羊の別	* 繁殖、肥育、子の別	
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----

その他伝達事項

(様式例 2)

殺処分進捗状況集計表

畜舎名 (番号)	__月__日				
	__ : __ ~ __ : __	__ : __ ~ __ : __	__ : __ ~ __ : __	__ : __ ~ __ : __	__ : __ ~ __ : __

## (様式例 3)

## 清掃・消毒進捗状況票 (個票)

畜舎名 (畜舎番号) 又は施設名 \_\_\_\_\_

報告時間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ :

記入者 \_\_\_\_\_

作業	状況 (□/☑)			
除糞	<input type="checkbox"/> 実施中 (進捗 _____ %面積比)	<input type="checkbox"/> 終了	<input type="checkbox"/> 該当なし	
清掃	<input type="checkbox"/> 実施中 (進捗 _____ %面積比)	<input type="checkbox"/> 終了	<input type="checkbox"/> 該当なし	
消毒	<input type="checkbox"/> 実施中 (進捗 _____ %面積比)	<input type="checkbox"/> 終了	<input type="checkbox"/> 該当なし	
	<input type="checkbox"/> 実施中 (進捗 _____ %面積比)	<input type="checkbox"/> 終了	<input type="checkbox"/> 該当なし	
	<input type="checkbox"/> 実施中 (進捗 _____ %面積比)	<input type="checkbox"/> 終了	<input type="checkbox"/> 該当なし	

その他伝達事項

## (様式例 4)

## 清掃・消毒進捗状況集計表 ( \_\_月\_\_日 \_\_時\_\_分)

畜舎/施設名					
状況					
除糞					
清掃					
消毒					
その他					



## (5) 撮影係

### ア 作業内容

作業現場の写真・映像を撮影し、映像データを(総合)振興局指揮室の総括・調整班の広報・記録係に提供する。

### イ 作業場所

集合施設、農場、消毒ポイント、埋却地 など

### ウ 作業場所までの移動手段

集合施設まで：(総合)振興局より輸送バスにて防疫作業員とともに移動  
作業現場まで：集合施設より各自運転して各作業現場へ移動

### エ 人員構成

概ね5名。

各シフトごとにリーダーを置く。

### オ 作業手順

(ア) 撮影係は、集合施設に待機し(総合)振興局指揮室の広報・記録係の指示により、次の作業の撮影を行う。

作業開始前に、農場統括係に作業内容を連絡する。

- a 農場での殺処分作業
- b 埋却地での埋却作業
- c 消毒ポイントでの消毒作業
- d その他

(イ) 撮影はデジタルカメラ及びビデオカメラを用いて行うものとし、タブレット等は用いないこととする。ただし、急ぎでデータを(総合)振興局指揮室に送信する必要がある場合は除く。その際、紛失には十分注意を払う。

なお、集合施設から農場への移動手段は公用車を前提とする。

(ウ) 撮影係は、農場での撮影終了後、公用車で集合施設へ戻り、撮影したデータをタブレット等を用いて(総合)振興局指揮室広報・記録係へ送信する。

なお、送信データには、「いつ」、「どこで」、「どんな状況」かが分かるようなタイトルやメール文等の注釈を付ける。

タイトル例：発生舎名（又は番号）／殺処分作業／170615／23時頃 （撮影場所／作業内容／撮影日／時間帯）
-----------------------------------------------------------

(エ) なお、畜舎内の作業にあつては、安全に十分な注意が必要であることから、撮影を行うことについて、必ず事前に、殺処分係をはじめ、農場内の各係がこのことを共有しておくこと。

**カ 必要資機材**

デジタルカメラ、ビデオカメラ、ネットワーク通信機器（パソコン、タブレット等）

**キ 連絡先**

総括・調整班-広報・記録係

担当者氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先（携帯）: \_\_\_\_\_

連絡先（mail）: \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

## (6) 現地受入係

### ア 作業内容

ウイルスの持ち出し防止のため、入退場者及び入退場車両のバイオセキュリティ管理を行う。

### イ 作業場所

発生農場及び埋却地（発生農場の汚染エリアの外にある場合）

### ウ 作業場所までの移動

（総合）振興局から輸送バスで移動。

### エ 人員構成

概ね10名。

各シフトごとにリーダーを置く。

### オ 作業手順

#### (ア) 清浄エリア

##### a 入場者、入場車両の通行制限

防疫作業員の到着を農場統括係に連絡する。

その他の入場しようとする者及び車両オペレーターから用件を聞き取り、農場統括係へ連絡する。

##### b 清浄エリアの維持管理

照明器具、発電機、暖房、仮設トイレ、休憩所等の維持管理を行う。

##### c 入場者対応

i 集合施設で長靴以外の防疫衣と移動用履物を着用してきた入場者に、移動用履物から長靴に履き替えるよう誘導。また、防疫衣を着用していない場合は着用させる。

ii 履替テントの汚染エリア側に、長靴をサイズ別に配置する。余剰の長靴はストック場所にサイズ別に保管する。

iii 履替テントを通過してきた入場者が、正しく防疫衣を着用しているか確認し、腕と足を布テープで目張りする。

##### d 退場者対応

i 履替テントの清浄エリア側に移動用履物を配置する。余剰の移動用履物はストック場所に保管する。

ii 退場者に、履替テントで移動用履物に履き替え、休憩所で待機する（バスを待つまでの間等）よう指示する。

## (イ) 汚染エリア

- a 汚染エリアの維持管理
  - i 照明、発電機、暖房等の維持管理をする。
  - ii 脱衣場所の動線確保と、汚染した資機材（長靴等）の洗浄・消毒、資機材置き場の管理をする。
- b 入場者対応  
退場者と動線が交差しないよう動線を整理する。
- c 退場者対応
  - i 動力噴霧器で退場者の全身に消毒薬を噴霧する。特に厚手手袋、長靴（靴底含む）については念入りに洗浄・消毒する。
  - ii 退場者の脱衣補助  
防疫衣2枚を脱衣後、退場させる（状況に応じて新しい着衣を用意）。
  - iii 脱衣後の手指消毒を指示する。
- d 退場車両の通行制限  
退場しようとする車両を停止させ、車両の外側を動力噴霧機で、運転席内を消毒（方法は消毒ポイント係を参照）。
- e 一時休憩エリア  
必要に応じて、休憩や作業の中断時の待機のために設置する。ただし、十分な休憩と適切なバイオセキュリティを確保するため、原則として汚染エリアを退場（履替テントを経由）し、農場外の休憩所、トイレを使用する。  
一時休憩エリアは、原則として外側の防疫衣、外側の手袋、ゴーグル、マスク、キャップを脱いで入場する。テント等を設置し、座って休憩できるようにするとともに、水分補給等を行えるよう軽食、飲料及び必要な資機材を配置する。  
一時休憩エリアのトイレを使用する場合はその前後に、口蹄疫ウイルスに効果のある消毒薬（酸添加アルコール製剤等）を用いて手指、衣服を丁寧に消毒させる。

## (ウ) 傷病者対応

農場内で傷病者が発生した場合、原則は(ア)及び(イ)のとおり農場外に移動させ、医療機関を受診させるものであるが、緊急的に救急車両等が農場内に乗り入れる必要が生じた場合は次の手順で対応する。

なお、救急車両等の走行ルートについては、防疫計画（案）作成の段階で、先遣隊により決定し、（総合）振興局指揮室内で共有するものとする。

- a 救急車両の乗り入れから退場まで、その他の車両、人の入退場を停止させる。
- b あらかじめ定めたルートにより救急車両等を傷病者発生場所に誘導する。
- c 救急車両の走行及び停車場所については、あらかじめ消毒薬を十分に散布する。
- d b、cの手順により汚染エリアを走行する救急車両にあつては、農場からの入退場時の車両消毒を要しない。

## カ 留意事項

ガソリンを発電機の燃料として使用する場合、次のことに注意する。

- (ア) ガソリンを取り扱っている周辺で、火気や火花を発する機械器具等を使用しない。
- (イ) 取扱いの際には、容器に設けられている圧力調整弁等で少しずつ減圧作業を行い、取扱説明書等に従って適正に行う。
- (ウ) 発電機に注油する際は、必ず発電機を停止させてから行う。

## キ 必要資機材（農場テント設営完了後）

投光器用ガソリン、暖房用灯油、重機用軽油、布テープ、手指消毒薬、フレコンバッグ、再入場者用の防疫衣、飲食物、トイレトペーパー等の消耗品

## ク 連絡先

農場防疫班-農場統括係

担当者氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

農場防疫班-資機材管理係

担当者氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

防疫支援班-集合施設運営係

担当者氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

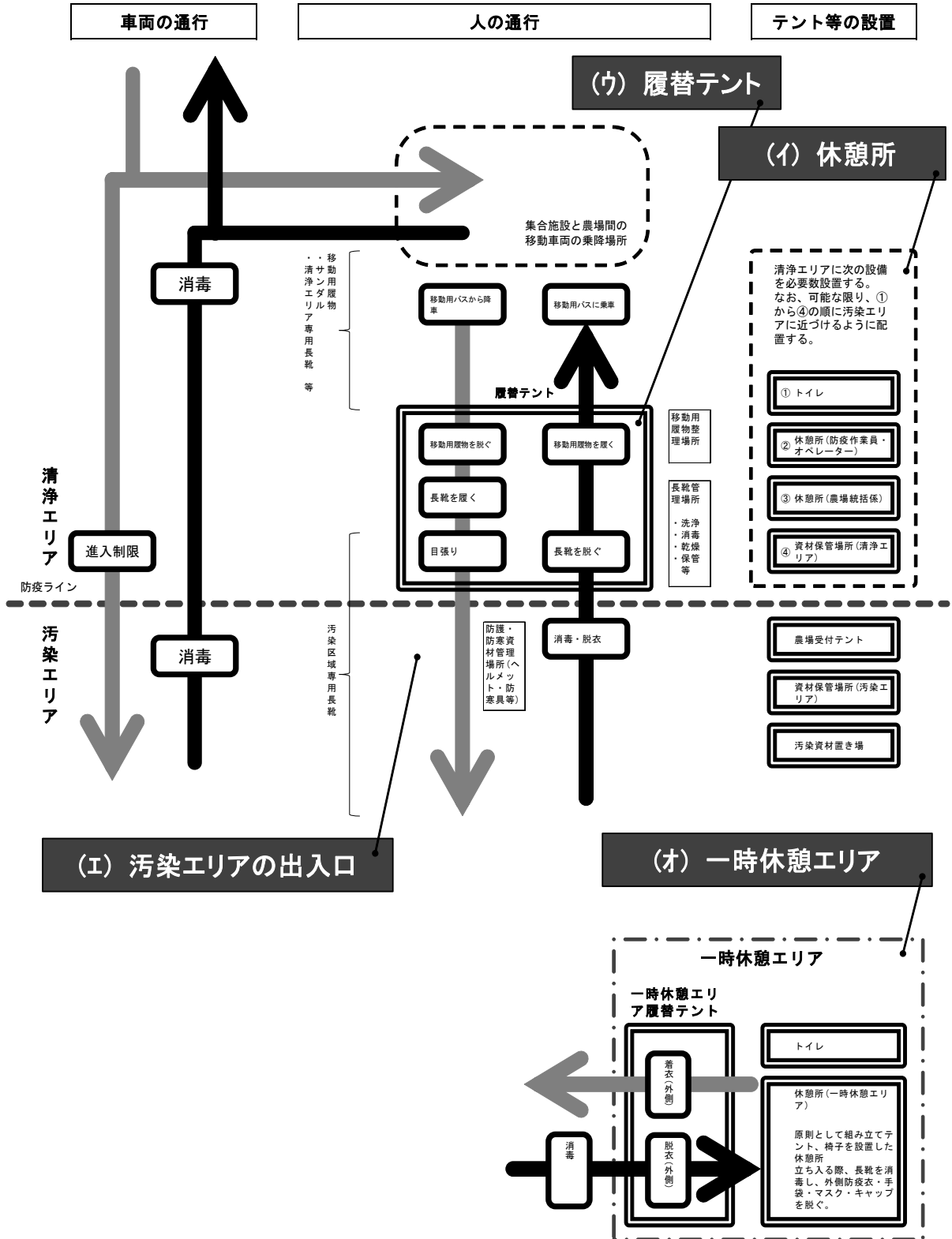


ケ 参考

(ア) 農場テントの設置例

履替テント、休憩所、農場受付テント等の施設で構成される、入退場者・車両のバイオセキュリティ管理、資機材管理、防疫作業の指揮を行う場所

○ 各テント等の配置のイメージ



(イ) 休憩所の設置例

a 休憩所

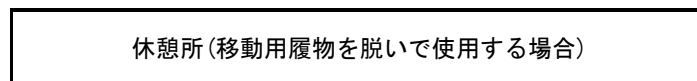
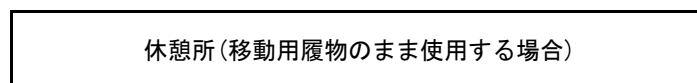
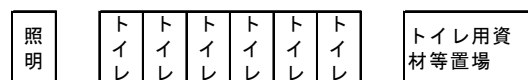
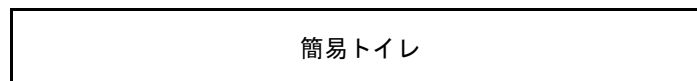
清浄エリアに設置し、防疫作業員等が作業の合間に休憩するところ。また、作業終了後、バスを待つところ。

農場に長時間滞在する必要がある農場統括係は専用の区画を設ける。マイクロバスが速やかに手配出来れば、1台で十分なスペース、電源、照明、暖房が手に入り、設置場所もテントより自由度が高い。

資機材：

- 仮設トイレ2～4 (トイレットペーパーも)
- 1×2間テント、コンパネ (テント敷板)、テント幕又はブルーシート、
- ジェットヒーター、投光器、発電機、電源リール、ランタン (テント内部の照明)、防疫衣セット (オペレータ、再入場者用)、ガソリン、灯油、
- 長机・ハイプ椅子・飲食物

○ レイアウト例



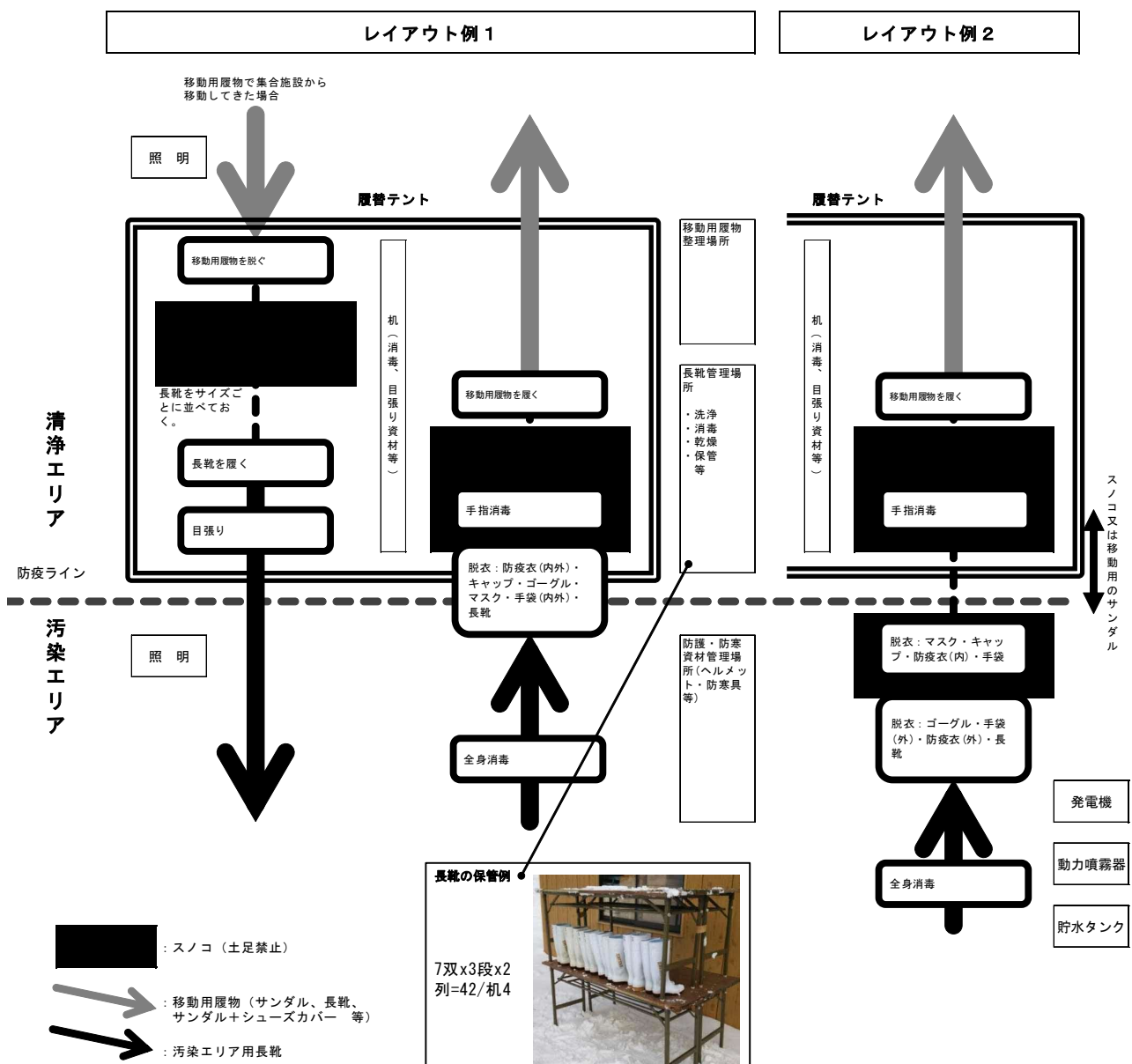
(ウ) 履替テントの設置例

入場者が移動用履物から長靴に、退場者が長靴から移動用履物に履き替えるテント

資機材:

1×2間テント(移動用履物・長靴ストック場所にもあればなおよい)、コンパネ(テント敷板)、テント幕又はブルーシート、すのこ、ジェットヒーター、投光器、発電機、長机、ガソリン、灯油、長靴(サイズ記入)、マジック、移動用履物(若干数)、目張り用布テープ、コーン、コーンバー(またはトラロープ)

○ レイアウト例



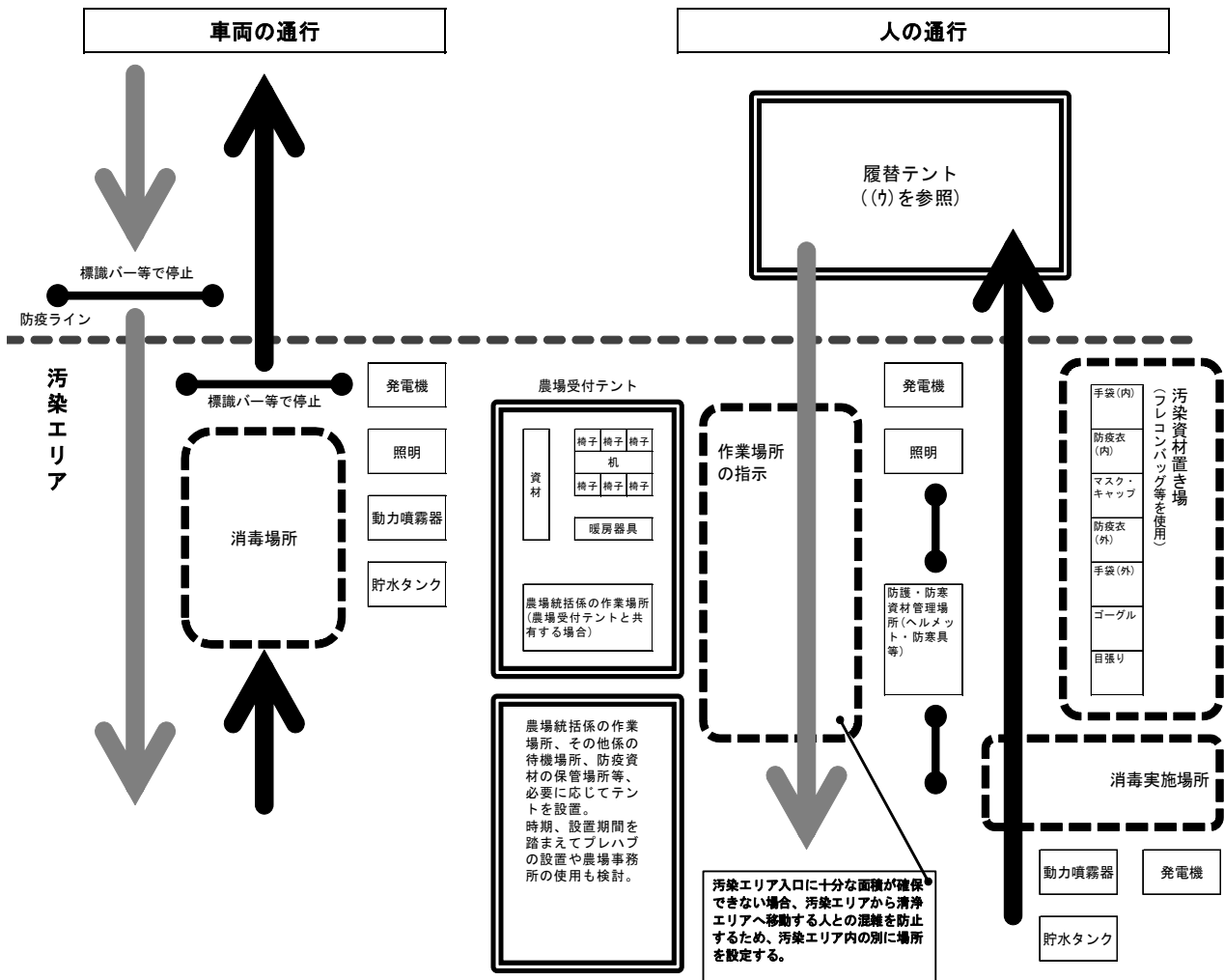
(エ) 汚染エリアの入り口の管理例

農場統括係が受付をるところ、退場者が消毒、脱衣をるところ、退場車両を消毒するところ、汚染エリアで使用する資機材を受け渡すところ。

資機材:

1×1間テント、ストーブ、ランタン、置き時計、発電機、電源リール、コンパネ(テント敷板)、テント幕またブルーシート、投光器、ストーブ、動噴セット2、長机4、パイプ椅子3、コーン、コーンバー、手指消毒薬、フレコンバッグ、ヘルメット(外部・高所作業用)、防寒衣 ガソリン、灯油、軽油(重機用)

○ レイアウト例



(オ) 一時休憩エリアの設置例

汚染エリア内において、一時的に休憩を行うところ。必要に応じて設置する。

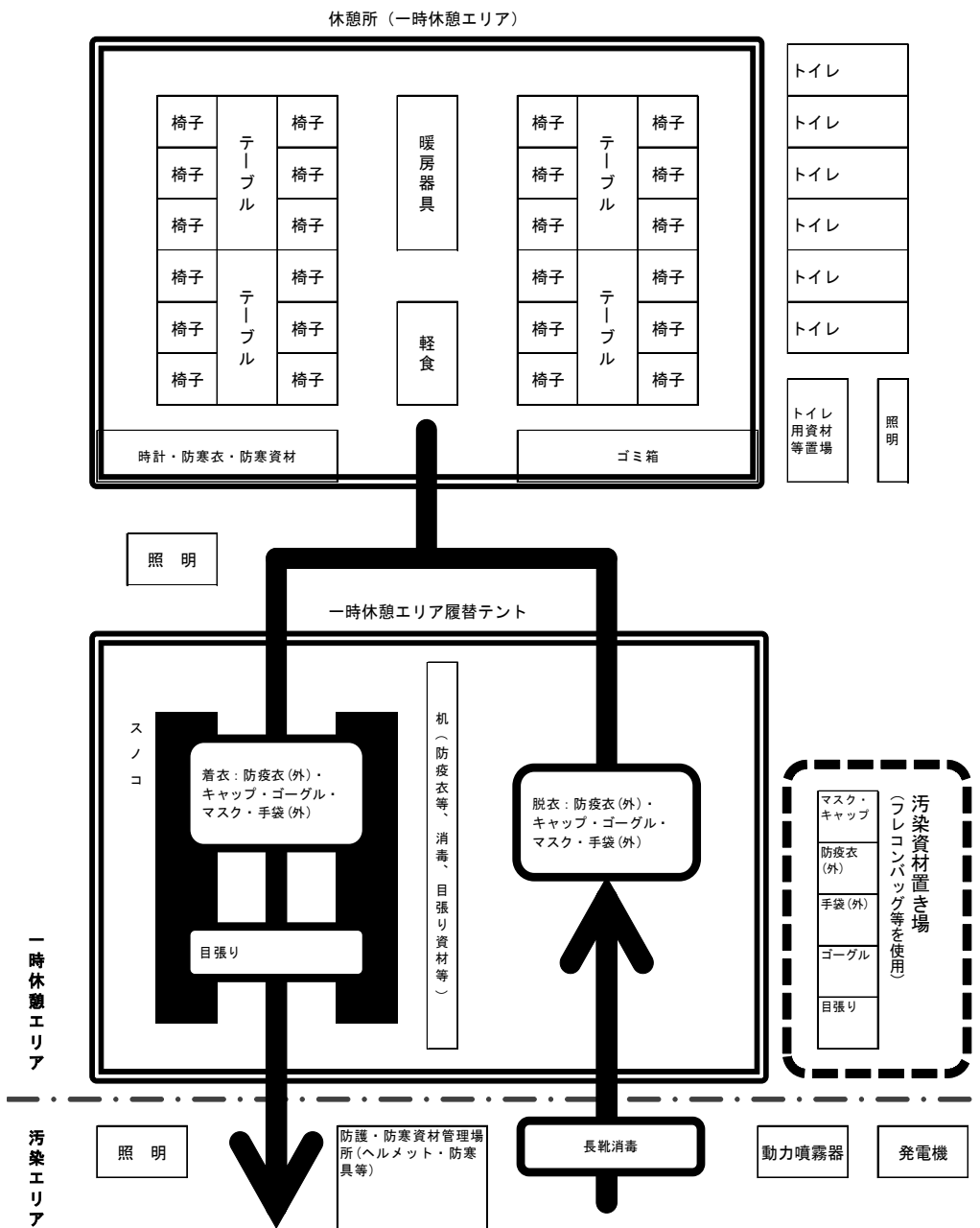
原則として、外側の防疫衣、外側の手袋、ゴーグル、マスクを脱いで入場する。

なお、万一、長時間の作業の中断が生じた場合や、十分な休憩を要する事態が生じた場合には、清浄エリアの休憩所を使用する。

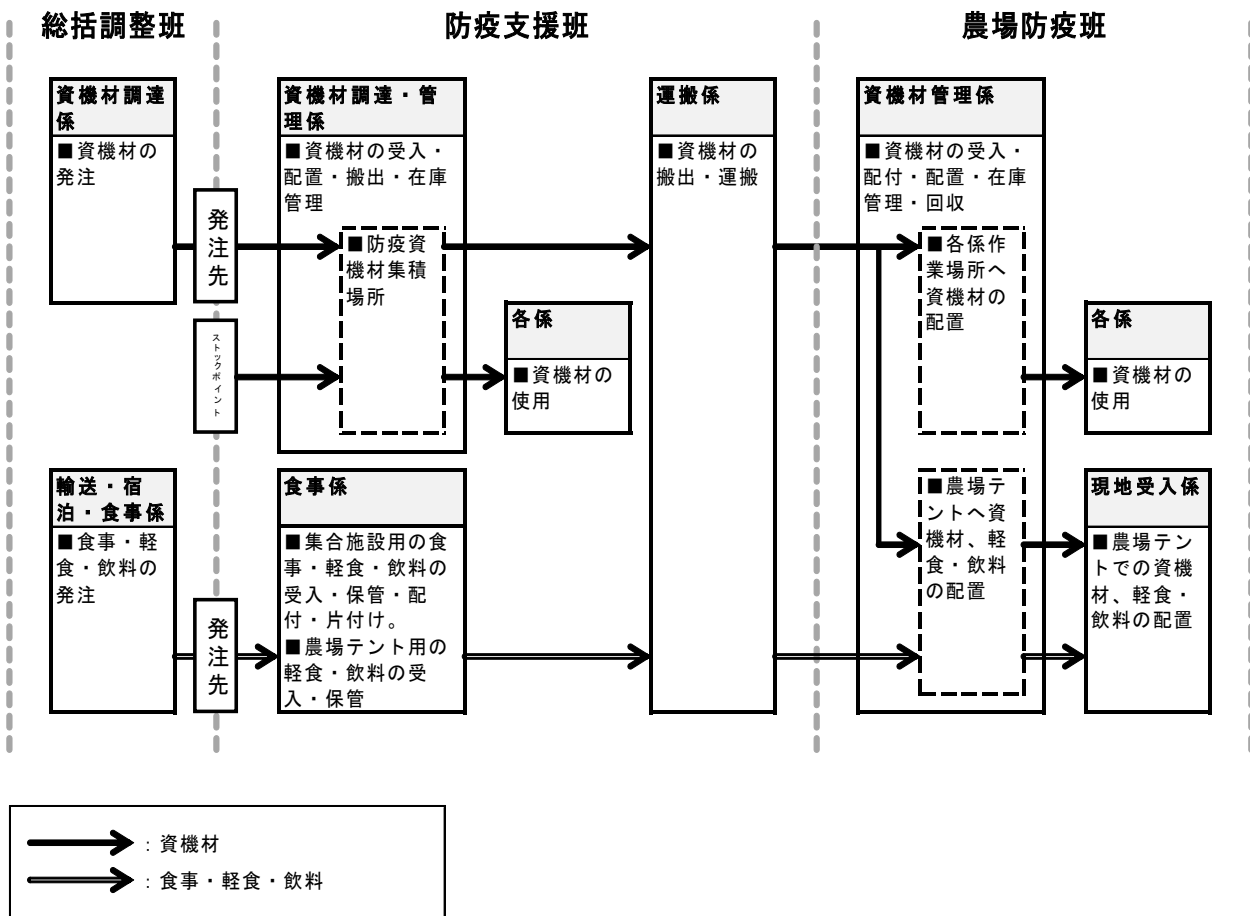
資機材：

1×1間テント、ストーブ、ランタン、置き時計、発電機、電源リール、コンパネ(テント敷板)、 テント幕又はブルーシート、投光器、ストーブ、動噴セット、長机、パイプ椅子、 手指消毒薬、フレコンバッグ、防疫衣等(外側用防疫衣、ゴーグル、マスク、キャップ、外側用手袋、目張り用布テープ等)、防寒衣 ガソリン、灯油、軽油(重機用)

○ レイアウト例



(カ) 資機材管理に係る分担例



## (キ) 動員に係る分担例

分担事項		派遣元	当該(総合)振興局職員、管内関係団体等	本庁、他(総合)振興局職員、道内関係団体等
必要人員の算出			動員・班編制係	本庁対策本部指揮室調整班企画・総務係(農政課、人事局人事課) *
動員者の所属との調整			動員・班編制係	
宿泊施設	宿泊施設・移動手段(宿泊施設まで)の手配		輸送・宿泊・食事係	
	宿泊施設・移動手段(宿泊施設まで)の通知		動員・班編制係	
	集合施設への移動手段の通知		動員・班編制係	
	移動手段(宿泊施設と集合施設間)の手配		輸送・宿泊・食事係	
集合施設	移動手段(集合施設と作業場所間)の手配		輸送・宿泊・食事係	
	受付・健康確認		集合施設運営係・健康管理係	
	(作業前)防疫衣の装着の補助		集合施設運営係	
	(作業前)作業場所への移動バスに誘導 (作業後)宿泊施設への移動バスに誘導		集合施設運営係	
	次シフトの集合時間、集合手段の通知		集合施設運営係	
	軽食、飲料の配付		食事係	
作業場所	作業場所への移動手段の手配		輸送・宿泊・食事係	
	汚染エリア出入時の補助・手順の指示		現地受入係	
	受付、作業開始・終了の指示		農場統括係(消毒ポイント、農場外の埋却地での作業にあつては各係)	
	集合施設への移動手段の通知		農場統括係又は現地受入係(消毒ポイント、農場外の埋却地での作業にあつては各係)	
	軽食、飲料の配付		現地受入係	

注1 注釈のない係名は(総合)振興局対策本部の係を指す。

注2 上表に自衛隊、警察、家畜防疫員、国・都府県からの派遣者は含まない。

- \*  
 ・当該(総合)振興局管内の動員上の不足人数を他(総合)振興局、道内関係団体等から動員。  
 ・道内関係団体への連絡については、道本部防疫班防疫対策係が補佐。  
 ・必要に応じて、道本部調整班関係機関調整係が補佐。  
 ・必要に応じて、派遣元に自己手配を要請。

## (7) 資機材管理係

### ア 作業内容

農場内での防疫作業の円滑な進行と防疫措置完了後の効率的な撤収のため、資機材の運搬、管理を行う。

なお、管理する資機材にあつては、農場テント等で消費する軽食、飲料を含む。

### イ 作業場所

発生農場

### ウ 作業場所までの移動手段

(総合) 振興局から輸送バスで集合施設へ移動し、防疫衣を着用後農場行きのバスに乗り換えて発生農場に移動。

### エ 人員構成

概ね10名（検収2、管理2、運搬6）。

各シフトごとにリーダーを置く。

### オ 作業手順

#### (ア) 資機材の受入

検収担当は、集合施設の運搬係から搬入された資機材を、検収し、運搬担当に資機材の配置を指示する。検収の結果、資機材に不足が生じた場合は直ちにリーダーに報告する。

#### (イ) 資機材の配付

運搬担当は、作業場所に資機材を速やかに配置し、常に不足が生じないようにする。

#### (ウ) 資機材の配置

殺処分係と連携し、炭酸ガスを用いた殺処分に要する車両等の動線及び配置を検討し、オペレーターに必要な指示を行う。

また、防疫フェンスを設置する場合にあつては、農場統括係と連携し、設置業者に対する作業及び安全に係る指示を行う。

#### (エ) 資機材の在庫管理

リーダーは資機材の在庫状況を常に把握し、防疫計画に合わせて資機材に不足が生じないように、防疫支援班の資機材調達・管理係と搬入量を調整する。

#### (オ) 資機材の回収

撤収に備え、作業が終了した場所から不要な資機材を逐次回収する。回収した資機材は、再利用と廃棄に区分し保管する。



## a 再利用する資機材 (例)

脚立、スコップ、一輪車

いずれも未使用又は汚れの少ないものに限り、防疫措置完了後、消毒し回収。

## b 廃棄する資機材 (例)

防疫衣、紙類、ほうき、再利用しない汚れの著しいもの

フレコンバッグに詰め、外側に内容物を大きく明記する。

## (カ) 殺処分用炭酸ガスボンベの管理

殺処分用炭酸ガスボンベ (ボンベ用カート、スノーホーン、スパナ含む) は、集合施設を介さず業者から農場に搬入されるので、当係が直接受け入れ、管理する。

なお、炭酸ガスボンベの搬入後、その内容を連絡調整係を通じ、農場統括係に報告後、防疫支援班の資機材調達・管理係に連絡する。

また、使用済みボンベは再利用するので、確実に回収し、農場内で1箇所に保管する。

## \*炭酸ガスボンベの取扱い注意点 (参考：高圧ガス保安法)

- ・噴射終了後も容器内にはガスが残っている
- ・バルブを破損するとガス漏れを起こし危険なため、ボンベを扱う際は転落・転倒等しないよう丁寧に取扱う
- ・ボンベ本体の温度が上昇すると安全弁からガスが吹き出す恐れがあるので、常に40℃を超えないよう、日中は日陰に配置する
- ・炭酸ガスが貯留して酸欠になるおそれがあることから、風通しの悪い場所に保管しない

## カ 必要資機材

管 理：資機材調達計画、筆記用具

運 搬：一輪車、リアカー、軽トラック、そり (積雪時)、ロープ

荷解き：カッター

## キ 連絡先

防疫支援班－資機材調達・管理係(リーダー)

担当者氏名：\_\_\_\_\_

連 絡 先：\_\_\_\_\_

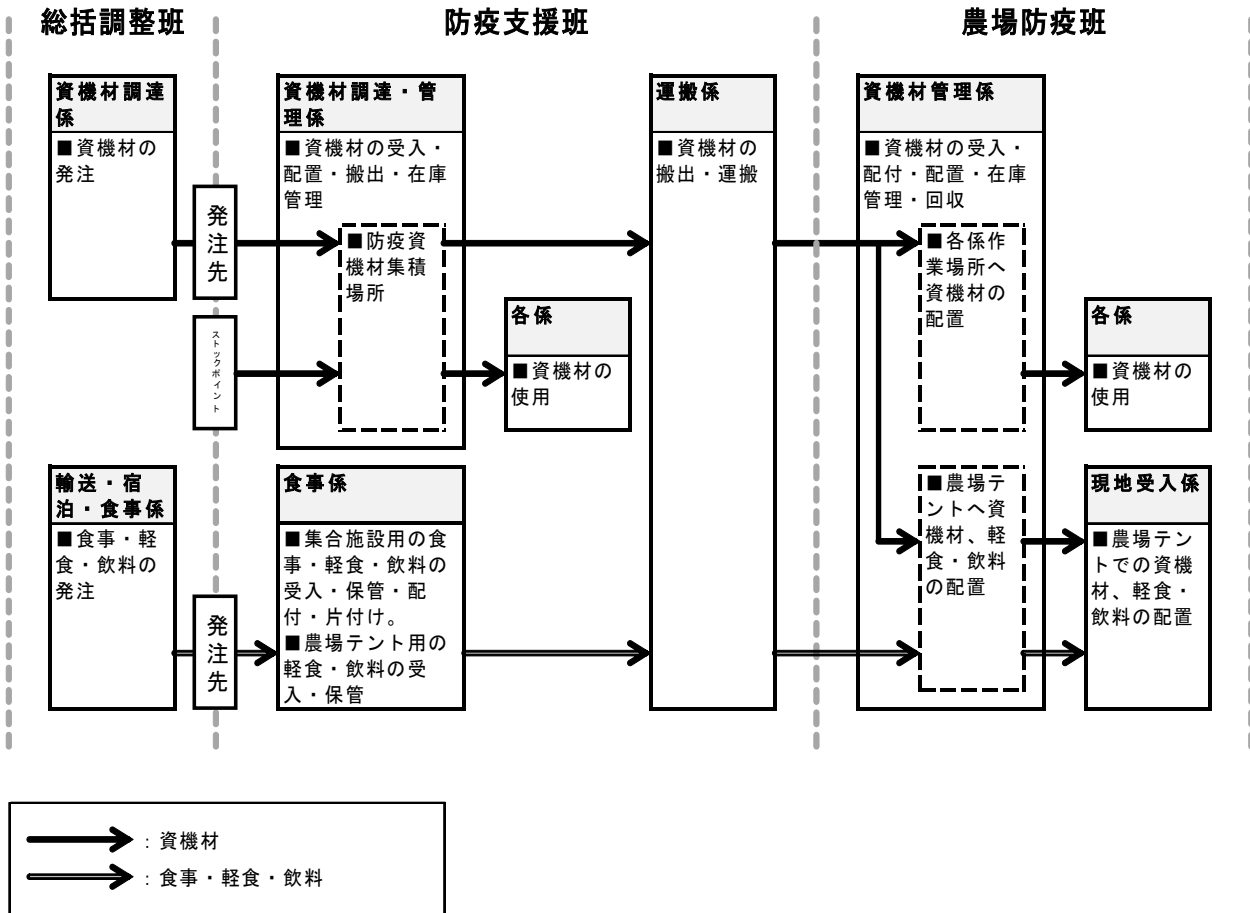
防疫支援班－運搬係

担当者氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

ク 参考

資機材管理に係る分担例





## (8) 通行遮断係

### ア 作業内容

先遣隊（受入）が決定した通行制限・遮断場所において、防疫関係車両以外の車両の通行の制限・遮断を行う。

通勤、通学、医療、福祉等のための通行する車両の消毒を行う。

### イ 作業場所

発生農場

### ウ 作業場所までの移動手段

(総合) 振興局の公用車

### エ 人員構成

概ね5名。

各シフトごとにリーダーを置く。

### オ 作業手順

(ア) 対策本部設置の時点で作業準備を開始

(イ) 北海道警察への立ち会いの協力の依頼は、(総合) 振興局指揮室の総括・調整班の連絡調整係が実施する。

(ウ) 通行制限エリアに侵入しようとする車両を遮断地点前に停車させ、通行の目的を確認する。

(エ) 防疫関係車両、通勤、通学、医療、福祉等のためであれば通行を許可する。

(オ) 運転手に同意を得た上で、車両の消毒を行う。なお、退場時にも車両の消毒をすることを伝える。

(カ) 車両の消毒は、タイヤ、タイヤハウス、シャーシを中心に車両全体に消毒薬を噴霧する。なお、消毒薬の凍結の恐れがある場合は凍結防止剤を用いる。

### カ 留意事項

(ア) 交通のトラブルについては、立ち会っている警察官に対応を依頼する。

(イ) その他のトラブルについては、職員が対応する。

(ウ) 通行制限・遮断の実施方法については、別紙を参考とする。なお、可能な限り、一般道路において通行制限・遮断を行う必要がないように、防疫ラインや消毒設備の配置を検討する。

## キ 必要資機材

(例) 1か所あたり (5人分)

No.	区分	一般名	用途等	必要数量
1	着衣	ディスポキャップ		1箱
2	着衣	くもり止め	メガネ、ゴーグル用	1本
3	着衣	箱ティッシュ	くもり止め塗り伸ばし用	1箱
4	着衣	マスク		1箱
5	着衣	インナー手袋	S, M, L	各1箱
6	着衣	防疫衣	一人1枚 S145cm、M155cm、L165cm	5枚
7	着衣	長靴		5足
8	着衣	防寒中敷き	冬期	5足
9	着衣	貼るカイロ	冬期 足先等に貼る	20以上個
10	装備	防寒手袋	冬期 裏ボアのダイグローブLL等	5双
11	装備	ゴーグル		5個
12	装備	ヘルメット		5個
13	装備	LED誘導棒		5本
14	装備	ホイッスル		5個
15	装備	安全反射ベスト	自ら発光するものが望ましい	5枚
16	筆記	クリップボード		1個
17	筆記	ボールペン		1本
18	筆記	A4用紙		20枚
19	消毒	動力噴霧機	ノズル、リール付き	1式
20	消毒	ローリータンク	300L以上(必要液量 30L/乗用車、60L/トラック)	1台
21	消毒	タンクヒーター	冬期 消毒薬加温用	1台
22	消毒	ビルコンS	500倍(冬期は100倍)希釈	1本
23	消毒	凍結防止剤	降雪がある場合は使用を推奨	
24	消毒	ブラシ	強固な汚れ落とし用	1本
25	消毒	窓用ワイパー	窓ガラス拭き取り用	1個
26	消毒	手動加圧式噴霧機	運転席フロアマット、ペダル、靴底消毒	1個
27	消毒	手指消毒薬	酸添加アルコール製剤 等	1本
28	器材	テント	2間×3間、ウェイト・幕付き	1式
29	器材	長机、椅子	長机2、椅子5	1式
30	器材	テント内照明	LEDランタンなど	1式
31	器材	バルーンライト		1個
32	器材	ポータブル発電機		1台
33	器材	ガソリン	携行缶	1個
34	器材	電源リール	野外用	1台
35	器材	コーン	コーン、コーンウェイト	8個
36	器材	灯油ストーブ	ジェットヒーターは不向き	8個
37	器材	灯油	ポリタン、ポンプ	
38	器材	ゴミ袋	90L	3袋
39	器材	仮設トイレ		1台
40	看板	看板、固定資機材	重り&重り台又は木杭&ハンマー	4台
41	看板	ホワイトボード・マーカー極太	看板書き込み用	4本
42	看板	紙タオル	看板拭き取り用	1巻

ク 連絡先

農場防疫班－連絡調整係

担当者氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

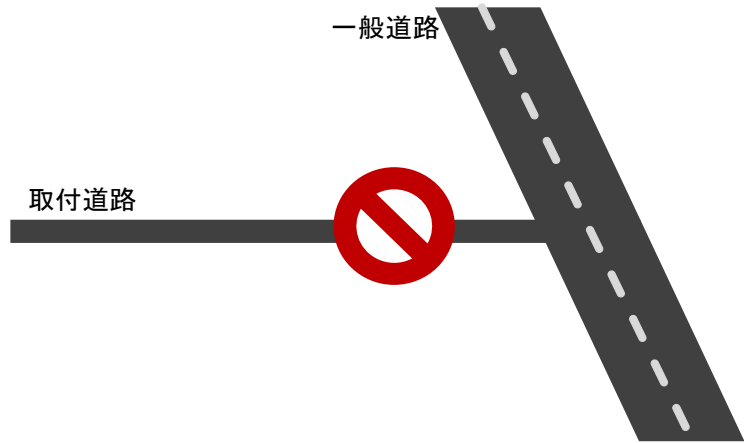
(別紙)

通行制限・遮断の実施例

- 1 取付道路において防疫関係車両の待機、消毒を行うためのスペースがある場合

取付道路において家伝法に基づく通行制限・遮断を行う。

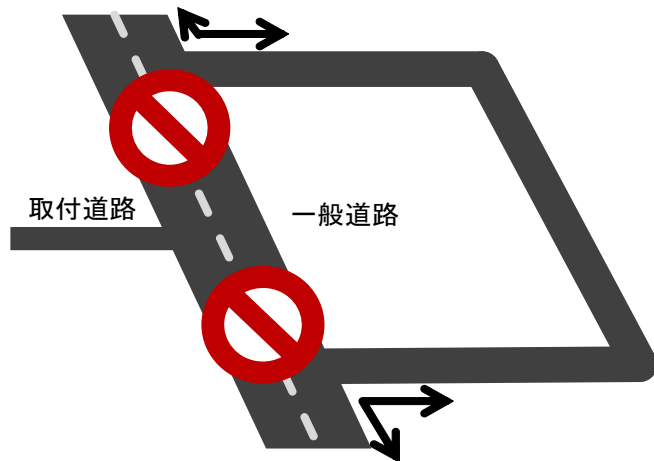
汚染エリア



- 2 取付道路において防疫関係車両の待機、消毒を行うためのスペースがない場合 (う回路を設定し、通行車両に対して掲示等の指示が可能な場合)

主要道路において家伝法に基づく通行制限・遮断を行う。

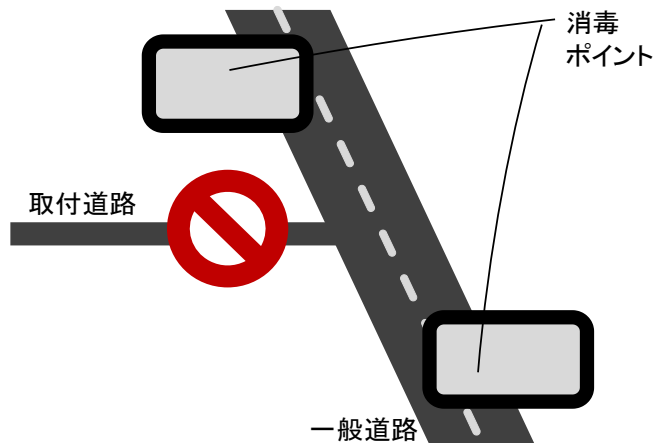
汚染エリア



- 3 取付道路において防疫関係車両の待機、消毒を行うためのスペースがない場合 (う回路を設定できない場合)

取付道路において家伝法に基づく通行制限・遮断を行う。また、一般道路において消毒ポイントを設ける。

汚染エリア



## (9) 原因究明係

### ア 作業内容

農林水産省が参集する疫学調査チーム（以下本項において「国疫学調査チーム」）のメンバーとして、農場の疫学調査等を実施する。

### イ 作業場所

発生農場及びその周辺

### ウ 作業場所までの移動手段

家保又は（総合）振興局の公用車で発生農場へ移動する。

### エ 人員構成

原則、家保職員1名の専従とする。

委嘱等の作業が必要な場合、本庁指揮室防疫班（以下、本項において「防疫班」）が事務を進める。

### オ 実施日時

動衛課と防疫班が調整し、原則として、発生（患畜等確認）の翌日実施する。ただし、可能な場合は当日とする。

### カ 現地調査、ヒアリング調査

(ア) 国疫学調査チームの一員として、現地調査の中で、飼養者又は関係者等に対して、聴き取り調査を実施する。

(イ) なお、国疫学調査チームの調査結果は公表されるとともに、農林水産省による当該農場における関係法令遵守状況等検討の参考として反映されることから、事実と推察事項の区分を明確に整理するとともに、必要に応じて防疫班を通じて回答すること。

### キ 連絡先

本庁指揮室－防疫班

担当者氏名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_





## (10) 評価係

### ア 作業内容

(ア) 患畜等又は汚染物品の所有者が家伝法第58条に基づき農林水産大臣にへい殺畜等手当金等を申請するため、同法に基づき、患畜等及び汚染物品の評価を行う。

また、評価のために必要な情報や資料を収集する

(イ) 家保職員（家畜防疫員）及び家保所長が任命した他の評価人2名とともに患畜等及び汚染物品を評価する

### イ 作業場所

発生農場

### ウ 作業場所までの移動手段

家保又は（総合）振興局の公用車により発生農場へ移動

### エ 人員構成

(ア) 疑い事例発生後：事前調査のための家保職員 1名

(イ) 患畜等決定後：家伝法第58条に基づく評価人 3名

a 家畜防疫員（家保職員）

b 家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの（市町村職員）

c 地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるもの（農業共済組合職員等）

### オ 評価額算出の基本的な考え方

別紙のとおり

### カ 作業手順

(ア) 発生前

a 事前調査のための家保職員は、立入・疫学調査係の家保職員と連携して飼養者から下記の事項に係る必要な情報を聴き取り、書面等の写しを保管する。

(a) 当該農場における導入、分娩開始、廃用、出荷月齢

(b) 生産費算出のための情報

飼料、ワクチン、水道、電気、人件費等。なお、給与飼料の種類を反映し生産費が育成段階ごとに変わる場合、生産費は各育成段階ごとに算出する必要があることから、各飼料ごとに給与対象家畜の月齢を調査する。

(c) 出荷又は廃用時の取引見込額

b 事前調査のための家保職員は、各畜舎ごとに、各発育段階につき1頭以上、臨床的な異状が見られない個体について体格がわかるように写真撮影する。

なお、発育段階は原則として下記のとおり分類する。

- |            |         |          |
|------------|---------|----------|
| (a) 牛      | (b) 豚   | (c) めん山羊 |
| ① 種雄       | ① 種雄    | ① 種雄     |
| ② 種雄候補     | ② 種雄候補  | ② 繁殖雌    |
| ③ 繁殖雌 (経産) | ③ 繁殖雌   | ③ 哺乳     |
| ④ 繁殖雌 (初妊) | ④ 繁殖雌候補 | ④ 育成     |
| ⑤ 哺育       | ⑤ 哺乳    | ⑤ 肥育     |
| ⑥ 育成       | ⑥ 肥育前期  |          |
| ⑦ 肥育前期     | ⑦ 肥育後期  |          |
| ⑧ 肥育後期     |         |          |

## (イ) 患畜等決定後

- a 家畜防疫員 (家保職員 (評価人)) は、他の評価人 2 名と公用車で農場入りし、評価対象の現地確認を行う。なお、事前調査のための家保職員を評価人としても可。ただし、その場合は、他の評価人 2 名と合流できるように調整する。

その後、オの方針にしたがって必要な情報を収集、整理。その後、現地確認事項とあわせ評価額を算出する。

## キ 留意事項

根拠資料として、直近年度の請求書、購入伝票、販売単価が分かる伝票、農場記録票などの写しの徴取が必要であり、根拠資料が揃わない項目は評価額を算出できず手当金等の交付申請に支障をきたすことから、その旨を飼養者に十分説明し連携して作業に当たること。

また、数量の確認は混乱している時期の現場で実査をする必要があることから、飼養者と十分連携して作業に当たること。

## ク 必要資機材

デジカメ、電卓、農場調査票、耐水性記録用紙、クリップボード、鉛筆

## ケ 連絡先

本庁指揮室－防疫班

担当者氏名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

(別紙)

## 評価額算出の基本的な考え方

原則として、「家畜伝染病予防法第58条に規定される手当金の交付に際し家畜等の評価額を決定する評価基準について(昭和26年7月10日付け26畜局第2673号農林省畜産局長通知)」(本項において以下「評価基準通知」という)に基づき、所有者が通常利用すると考えられる家畜市場や食肉市場などにおいて、当該患畜等と同等の品種、用途、性別又は年齢等の区分に応じた取引価格が把握できる場合にあっては同通知の評価例の1を参照し、把握ができない場合は評価例の2を参照して評価を行う。

なお、生産費等にあっては、原則として当該農場の実績値を用いるが、例数が少ない等実績が認められない場合にあっては、道内又は全国的な統計値を用いる。

### 1 繁殖の用に供する牛(哺育・育成牛等の候補牛を含む)の評価方針

#### (1) 評価基準額の設定

当該患畜等と同等の品種、用途、性別又は年齢等の区分に応じた生体又は食肉としての取引価格を調査して標準価格とし、次の(a)から(d)により加算又は減算を行った価額を四捨五入(千円単位)して評価基準額とする。

- a 生体の取引価格を標準価格とした場合にあって、当該患畜等が標準体重を上回り又は下回った場合にあっては、食肉としての価値を反映するため、1の食肉市場における単位重量あたりの枝肉の取引価格を反映し、標準体重と比較して加算又は減算を行う。
- b 当該患畜等が乳用繁殖牛の場合にあっては、泌乳量を調査し、標準を上回り又は下回った場合にあっては、生乳生産量を生乳生産能力として加算又は減算を行う。なお、この際、農林水産省等が公表した情報等を反映し平均乳量、生乳生産量1kgあたりの能力加算又は減算額を定める。
- c 乳用種の初妊牛の評価にあっては、1と異なり市場に上場される初妊牛については取引の起点(概ね平均胎齢210日)が明瞭であることから、平均胎齢が210日に満たない場合にあっては、胎齢210日までの育成に要する生産費を減算して評価額とする。
- d 標準価格として食肉としての取引価格を用いる場合は、受精卵移植のレシピエント牛、産子の取引実績が公表されていない種雄牛等が想定される。
- e その他、当該患畜の用途ごとの資質等を評価人が調査し、加算又は減算を行う。

#### (2) 妊娠による加算

当該患畜等が妊娠している場合、評価基準通知本文の四に基づき、在胎月数(牛にあっては9か月)の $1/2$ に満たない場合は評価基準額の1割、 $1/2$ 以上の場合は2割を加算する。

#### (3) 繁殖成績による加算又は減算

子牛生産に用いる牛の内、受精卵移植のドナーを除き、当該患畜等の分娩回数と受胎状況を平均の分娩間隔と比較し、連産性に問題があると判断された場合、状況に応じた減算を行う。

## 2 肥育の用に供する牛の評価方針

当該患畜等と同等の品種の生体又は食肉としての取引価格を調査して標準価格とし、当該取引の対象となる平均日齢に満たない日数分の生産費を減じて評価額とする。

また、当該患畜等の用途ごとの資質等を評価人が調査し、加算又は減算を行う。

## 3 豚の評価方針

## (1) 繁殖母豚、種雄豚又はその候補豚

分娩開始までは、素畜の導入経費に育成日数分の生産費を加算し、分娩開始後は、当該農場の平均廃用日齢までの日数分の生産費を減算して評価額とする。

なお、当該患畜等が平均廃用日齢以上の日齢の場合、廃用時の平均出荷額を評価額とする。

## (2) (1) 以外の豚

出荷想定額から出荷日齢に足りない育成期間に応じた生産費を減算して評価額とする。

## 4 めん山羊の評価方針

原則として3に準じて評価を行うものとするが、当該患畜等と同等の品種、用途、性別又は年齢等の区分に応じた取引価格が把握できる場合においては1又は2に準じた評価を行う。

## 5 汚染物品の評価方針

## (1) 給与飼料等

当該農場で使用するために購入又は処方された飼料、飼料添加物又は動物用医薬品（以下「給与飼料等」）の内、汚染物品として焼却又は埋却処理したものにあっては原則として当該物品の購入価額により評価を行う。

ただし、焼却又は埋却処理前にあっては給与可能な給与飼料等に限る。

また、購入価額を証する書面等の紛失により購入価額が不明な場合、当該物品と同一の市販品の平均取引額により評価を行う。

## (2) 生乳

汚染物品として焼却又は埋却処理したものにあっては、当該農場における平均取引額を用いて評価を行う。

## (3) 堆肥

梱包後にあっては外装の消毒、梱包前にあっては発酵消毒により処理後の価値が消失せず、原則として手当金申請の対象とならないことから評価を行わない。

## (4) 精液、受精卵

販売を目的として採取し保管していた精液又は受精卵の内、汚染物品として焼却又は埋却処理したものにあっては当該農場における平均取引額を用いて評価を行う。

## (5) その他

販売を目的として採取し保管していたその他の物品の内、汚染物品として焼却又は埋却処理したものにあっては、当該農場における平均取引額を用いて評価を行う。

## (11) 殺処分係

### ア 作業内容

- (ア) 殺処分を開始するに当たって、班長（1作業単位の長、エ参照）は作業分担を行い、作業の流れ、作業内容、作業動線などについて各防疫作業員への事前説明を行う。
- (イ) 殺処分を開始する前には農場統括係、埋却係と打ち合わせ、可能な限り同時進行することとする。  
ただし、まん延防止を徹底するため、作業員の安全及び死体の搬送に支障が無い範囲で、農場防疫班長の指示のもと、その他の作業に先行して実施する。
- (ウ) 家畜を保定、殺処分後、死体を埋却地へ移動させるための積み込み場所まで運搬する。

### イ 作業場所

発生農場

### ウ 作業場所までの移動手段

(総合) 振興局からバスで集合施設へ移動、着替え等を済ませバスで発生農場へ移動。

### エ 人員構成

- (ア) 10名程度（内容により5～20名）の班に分かれて作業する。各班に1名の班長をおき、班員の誘導、定時連絡における報告等を担当する。
- (イ) 各畜舎に配置された家畜防疫員は、各班の作業を指示する。  
また、各班の班長と連携して、班内の役割を必要に応じて交代させ、負担、疲労を分散する。

### オ 作業手順

- (ア) 作業ペース、農場規模、構造、飼養頭数などにより、家畜防疫員が班の編成と作業内容を決定し、その指示に基づき作業を進める。
- (イ) 死体を埋却地に移動させるための積み込み場所を設定し、可能な限り、積み込み場所に近い場所で殺処分を行う。やむをえず、殺処分場所から積み込み場所まで家畜を運搬する必要がある場合、重機、人力、台車の使用等の対応方針を検討し、その運搬を担う。
- (ウ) なお、作業の進捗については、2時間毎に連絡調整係に報告する（様式例）。

### カ 留意事項

- (ア) 飼養者への対応について
  - ・殺処分作業の計画及び方法等については、事前に飼養者へ十分に説明し、作

業内容の理解を得るとともに、安全に配慮し、飼養者と作業の分担を行う。

- ・ 本病の発生により精神的なダメージを受けている飼養者の心情に配慮した言動を心掛ける。
- ・ 伝染病のまん延防止のために犠牲となった家畜に対して、殺処分終了後に黙祷を捧げる等、哀悼の意を表す。また、作業エリア内で談笑する等の行為は慎む。

(イ) 防疫作業員の安全の確保について

- ・ 作業は当該畜舎を担当する家畜防疫員の指示に従って開始し、許可を得ず家畜への接触、誘導を行わないこと。
- ・ 当該畜舎を担当する家畜防疫員は、常に全体を監督し、作業の中断と再開、作業中の防疫作業員に作業位置等を指示すること。
- ・ 防疫作業員は、家畜から目を離さず、家畜が接近してきた時の退避場所を常に意識すること。

- ・ 電気と殺機を使用する場合、使用者、機器操作者の明確な役割分担、農場内の防疫作業員間における使用場所の情報共有を徹底する。また、各機器の取扱説明書等の注意事項を十分に確認する。

(ウ) 炭酸ガスボンベについて（豚の殺処分に使用する場合）

- ・ ボンベは立たせて使用する（寝かせると1/3も使用できない）。
- ・ ボンベは倒れないようカート、柱への括り付け等で固定する。
- ・ 空ボンベは必ずコックを締める。また、布テープをバルブ部分に貼り、未使用のボンベと識別する。
- ・ ボンベは使用後も転落・転倒等により衝撃を与えたり、バルブを損傷しないよう丁寧に取扱う。
- ・ ボンベは使用の前後に関わらず、直射日光等があたるなどして40度以上にならないようにする。
- ・ 畜舎内で作業する場合は、畜舎内の換気が行われていることを確認する。また、車両、コンテナに炭酸ガスを注入して殺処分を行う場合、死体の搬出の前に十分な換気を行う。

キ 必要資機材

薬液及び注射器等一式、電気と殺機、電気と殺機用耐電長靴・手袋、保定用具（頭絡、ロープ、ノーズキャッチャー等）、コンパネ、ロープ（コンパネ取手・設置用、死体運搬用）、炭酸ガスボンベとその台車、スノーホーン、ポリペール、台車、ブルーシート、フレコンバッグ、布テープ

## ク 連絡先

家畜防疫員

担当者氏名	備考 (担当等)	連絡先

農場防疫班－連絡調整係

担当者氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先 : \_\_\_\_\_



## ケ 参考

(様式例)

## 殺処分進捗状況票 (個票)

畜舎名 (畜舎番号)

実施時間 月 日 : ~ :

記入者

畜種	区分	殺処分頭数 (数字又は「正」で記載)
* 牛、豚、羊、山羊の別	* 繁殖、肥育、子の別	

その他伝達事項

## (12) 清掃・消毒係

### ア 作業内容

殺処分終了から防疫措置完了までの間、ウイルスの散逸の防止及び発生地内のウイルス撲滅を目的として、汚染物品の搬出後、畜舎等の清掃・消毒を行う。

汚染物品の処理は原則として埋却する。ただし、埋却地への運搬時の病原体の散逸リスクを考慮し、まん延防止上必要な場合にあっては、動衛課との協議を経て、防疫指針に基づき発酵消毒、薬物消毒又は封じ込め措置を行う。

### イ 作業場所

発生農場

### ウ 作業場所までの移動手段

(総合) 振興局からバスで集合施設へ移動、着替え等を済ませバスで発生農場へ移動。

### エ 人員構成

(ア) 10名程度（内容により5～20名）の班に分かれて作業する。各班に1名の班長をおき、班員の誘導、定時連絡における報告等を担当する。

(イ) 各畜舎に配置された家畜防疫員は、各班の作業を指示する。

また、各班の班長と連携して、班内の役割を必要に応じて交代させ、負担、疲労を分散する。

### オ 作業手順

(ア) 畜舎等の汚染物品の量、配置を調査し、処分案を作成。原則として、下記方針により処理。

なお、埋却にあっては必要に応じて水分調整資材を同時に投入する。

#### a 飼料

埋却又は発酵消毒

〔 配合飼料等。畜舎内、又は畜舎内に開口したタンク内のバルク保管が該当。 〕

## b 堆肥

埋却又は発酵消毒

既に発酵消毒済みであるが、農場内で発生した口蹄疫ウイルスにより汚染されたおそれがあることから汚染物品と判断されたものが該当。

## c 排せつ物 (固形)

埋却又は発酵消毒

## d スラリー

薬物消毒後水分調整剤とともに埋却、又は水分調整材を混合し発酵消毒

## e 汚水浄化設備及びこれに付帯する貯留槽 (飛散、流出防止等病原体の散逸防止が図られているものに限る)

- ① 浄化設備内工程が口蹄疫ウイルスの不活化条件を満たしている場合  
動衛課との協議を経て、汚染物品として取り扱わない。

なお、一定期間の封じ込め措置を要する場合、温度・pH測定、口蹄疫ウイルス分離検査等必要な確認作業を行う。

- ② 浄化設備内工程が口蹄疫ウイルスの不活化条件を満たしていない場合  
発生時貯留物又はその処理産物について発酵消毒又は薬物消毒。

なお、設備構造上、継続した投入が必要な場合にあっては、動衛課との協議の上、定期的なウイルス学的検査を行い、必要な期間を定め、処理産物について発酵消毒又は薬物消毒。

## f 生乳

薬物消毒後水分調整材とともに埋却、又は水分調整材を混合し発酵消毒

(イ) 汚染物品を除去し、(ア) の処理を行う場所へ運搬後、処理。なお、除去又は運搬が困難なものについてはその場で消毒又は封じ込め措置。

また、埋却地等への運搬にあたり、清浄エリアを通過する必要がある場合、防疫指針に基づき、動衛課との協議を経て運搬方法を決定。

(ウ) 原則として下記方針により消毒を行う。

a (イ) 汚染物品除去後、水洗、清掃。

b 畜舎床面、敷地内に消石灰を散布 (0.5~1.0kg/m<sup>2</sup>)。

なお、畜舎床面についてはその材質又は構造を踏まえ、必要に応じ、消石灰散布に代えて炭酸ソーダ液若しくはグルタルアルデヒド系消毒薬等の噴霧。

c 畜舎内、畜舎等壁面には炭酸ソーダ液又はグルタルアルデヒド系消毒薬等を噴霧等。畜舎等の構造、普段使用している消毒薬の種類等を踏まえ、床面の消毒に使用する消毒薬との相性を考慮して適宜選択する。

なお、作業前、漏電防止のため、端子等はビニールで覆う。

(エ) なお、作業の進捗については、2時間毎に連絡調整係に報告する(様式例)。

#### カ 留意事項

消毒薬を扱う作業にあつては取り扱いに注意すること(参考資料参照)。肌に触れた場合、噴霧された消毒薬を吸い込んだ場合、作業中に気分が悪くなった場合はただちに班長に申し出るよう徹底すること。

#### キ 連絡先

農場防疫班—連絡調整係

担当者氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

ク 参考

(様式例)

清掃・消毒進捗状況報告票 (個票)

畜舎名 (畜舎番号) 又は施設名 \_\_\_\_\_

報告時間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ :

記入者 \_\_\_\_\_

作業	状況 (□/☑)
除糞	□実施中 (進捗 %面積比) □終了 □該当なし
清掃	□実施中 (進捗 %面積比) □終了 □該当なし
消毒	□実施中 (進捗 %面積比) □終了 □該当なし
	□実施中 (進捗 %面積比) □終了 □該当なし
	□実施中 (進捗 %面積比) □終了 □該当なし

その他伝達事項

(参考：農林水産省作成資料から抜粋)

消石灰を取り扱う際の注意

農場で使用する消毒用の消石灰は比較的安全な物質ですが、強アルカリであるためその取扱いには注意が必要です。

注意点

- 1 皮膚、口、呼吸器等を刺激し、皮膚や粘膜が赤くただれることがあります。
- 2 眼に対して刺激性であるため、視力障害を起こすことがあります。
- 3 取り扱った後は、手洗いとうがいを忘れないようにしてください。
- 4 子供の手の届かない所に保管してください。

使用する際には

- 1 保護メガネ (目に入らないようにします。)
- 2 保護手袋 (ビニール手袋などを用いて、消石灰が直接肌に触れないようにします。)
- 3 保護マスク (吸い込んだり、飲み込まないようにします。)
- 4 保護衣服 (防水性の作業着などを着用し、直接肌に触れないようにします。)

万が一の際には

目に入った場合：直ちにきれいな大量の水で15分以上洗浄し、速やかに医師の診察を受ける必要があります。

吸い込んだ場合：新鮮で清浄な空気のある場所に移動し、きれいな水でうがいし、鼻の穴も洗浄後、速やかに医師の診察を受けてください。

飲み込んだ場合：直ちにきれいな水で口の中をよく洗い、速やかに医師の診察を受けてください。

皮膚に付いた場合：直ちに大量の水で洗い流し、強い肌荒れや火傷などが見られたら、速やかに医師の診察を受けてください。

消石灰は強いアルカリであることを忘れずに、周囲の農業者や農場などにも配慮しながら散布してください。

## (13)埋却係

### ア 作業内容

死体や飼料・排せつ物又はその処理過程産物等の汚染物品を埋却することで、ウイルスを封じ込める。

埋却業務を委託する場合にあって、まん延防止のために必要な指示を行うとともに、作業の進捗を記録する。

### イ 作業場所

発生農場、埋却地

### ウ 作業場所までの移動手段

公用車で発生農場、又は埋却地に直行する。

施工業者（契約予定者）は社用車等により発生農場に直行する。

\* 作業場所での駐車、着替え、休憩場所の不適又は不足等が想定される場合、必要に応じて集合施設又は別に設定した拠点を経由する。

### エ 人員

#### (ア) 埋却地

整備課、調整課または農村振興課工事監督員等 数名

家畜防疫員 1名

施工業者（契約予定者） 必要な人員を配置

\* 各シフトごとにリーダーを置く。

#### (イ) (総合) 振興局

調整課、整備課または農村振興課

### オ 作業手順

○ 埋却地（整備課、調整課、農村振興課、家畜防疫員）

(ア) 施工業者による作業の確認。

原則として、下記作業に係る業務委託を行うこととし、その内容、進捗を確認する。

なお、業務委託に係る手順、内容、様式等は別途定める。

- a 試掘作業
- b 埋却溝の掘削
- c 死体等の埋却溝への投入
- d 覆土等
- e 撤収作業
- f 表示

## (イ) 作業進捗の確認、報告

施工業者から2時間ごとの定時報告を受け、連絡調整係を介して(総合)振興局対策本部に報告する。

## (ウ) 防疫衣等の着用、資機材等の消毒

防疫作業員及び施工業者の防疫衣等を用意し適切に着用させる。また、防疫作業員、施工業者及び重機等の消毒に要す資機材を配置し、重機等の必要な消毒を実施する。

## (エ) 不足する資機材の確認、手配

防疫衣、消毒薬等に加え、業務委託にあつて対策本部が用意することとした資機材等の不足を確認し、(総合)振興局対策本部に要求する。

なお、消石灰、水分調整剤、立看板は対策本部で用意し施工業者が作業を行う。

## ○ (総合) 振興局 (農務課、調整課、整備課、農村振興課)

## (オ) 契約に係る事務

a 見積書・積算内訳書等の提出依頼

b 埋却工事発注設計書の作成・契約

なお、業務委託に係る手順、内容、様式等は別途定める。

## カ 必要資機材 (重機等契約に基づき受託者が用意するものを除く)

携帯電話、トランシーバー、記録用紙 (埋却報告記録簿)・耐水用紙、筆記具 (クリップボード・鉛筆・マジック)、レーザー距離計、メジャー (レーザー距離計がない場合)、時計、拡声器

## キ 留意事項

緊急事態発生時 (法面崩壊、防疫作業員のけが等)、ただちに (総合) 振興局対策本部に連絡し、指示をあおぐ。なお傷病等にあつてはただちに直接救急の手配を行う。

## ク 連絡先

農場防疫班－連絡調整係

担当者氏名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

## 2 防疫支援班

### (1) 集合施設運営係

#### ア 作業内容

##### (ア) 集合施設の設営、管理

なお、集合施設には原則として、下記の機能を持たせる。

- a 防疫作業員が、作業場所とは別の場所に集合し、作業場所への移動まで待機し、また防疫衣の着衣等必要な準備を行う。
- b 資機材の保管、管理
- c 現地指揮所幹部等の詰め所

##### (イ) 集合施設の運営

- a 防疫作業員の受付、誘導

#### イ 作業場所

集合施設

#### ウ 作業場所までの移動手段

設営時、(総合) 振興局から集合施設まで公用車で移動する。設営後、(総合) 振興局から集合施設までバスで移動する。

#### エ 人員構成

概ね5名。

#### オ 作業手順

##### (ア) 受入準備～レイアウトの決定

各作業場所のレイアウトを決定し、レイアウト図を受付と入口などに掲示し、防疫作業員に周知する。

##### a 受付場所

入場口から分かり易い場所に設置し、受付担当者の人数等に応じて可能な限り間口を大きく確保する。

順番を待つ必要が生じた場合に備え、待機列の位置を看板、養生テープ等で表示する。

##### b 健康確認場所

可能な限り、受付場所で、健康管理係による持参書類の確認等を行う。

十分な広さが確保できない場合、対象者が多く時間を要す場合にあっては、受付場所に隣接して健康確認場所を配置する。



c 手荷物管理場所（預かり・保管）

可能な限り、受付と当時に行うが、十分な広さが確保できない場合、対象者が多く時間を要す場合にあっては、受付場所に隣接して私物預かり場所を配置する。

d 着衣場所

受付、必要に応じて設置した健康確認場所に隣接し、防疫作業員等に防疫衣を着衣させる場所を設置する。

着衣する順番に防疫衣、手袋、マスク等の資機材を配置する。また、見本の掲示や展示等を行う。

e 休憩所

休憩又は待機するために、机と椅子又はシートと座布団を置き、座って休憩できる区画を設置する。

入場、受付、着衣等の動線から距離をとって設置し、可能な限り、仕切り板等を設置する。

f 現地指揮所幹部等の詰め所

入場、受付、着衣等の動線から距離をとり、別室又は仕切り板等を設置した区画に必要な数の椅子、机、通信機器、ホワイトボード、文具を設置する。

g その他

バス乗車前の待機場所、説明等を実施する場所等を定める。

(イ) 防疫作業員への対応

a 受入

防疫作業員が到着するまでに総括・調整班の動員・班編制係から名簿を入手し、到着した防疫作業員を速やかに誘導し受付を行う。受付後は健康管理係により体調に不安がない旨の事前申告書を確認する。

健康管理係と連携して傷病時にはただちに申し出る旨の説明を徹底する。

1日の作業の流れ（作業予定時刻、作業開始までの流れ、案内用掲示板の場所、飲食物の用意等）等の注意事項の掲示場所を周知する。

b 防疫衣の装着

受付、健康確認、手荷物の管理等を終えた防疫作業員を、同班の連絡調整係を介して防疫衣着衣場所へ移動させ、防疫衣（長靴以外）を装着させる。原則、布テープでの目張りなどは防疫作業員間で協力して行い、補助者は必要最低限のサポートとする。装着を終えた防疫作業員は、同班の連絡調整係を介して農場への移動バスへ誘導する。

c 作業終了時

待機中の防疫作業員に対し、翌クール時までの動向（宿泊施設への移動手段や時間、翌日の集合方法等）を説明しておく。作業を終えた防疫作業員を宿泊施設への送迎バスへ誘導する際は、バスに乗せる際に名簿で確認し、乗せ忘れのないようにする。

d 情報提供

作業進捗状況や係毎の作業開始時刻等について、ホワイトボードや拡声器を利用して効率的に待機中の防疫作業員へ周知すること。

(ウ) 私物の管理

私物は用意したビニール袋にいれ、各シフトごとに管理場所に保管する。

ビニール袋に氏名を記載した布テープを貼り付ける、中に札を入れる等により持ち主が分かるようにしておく。

(エ) 集合施設の整理整頓・清掃

a ゴミの管理

(a) レイアウト図にゴミ袋・一次ゴミ置き場を設定し、掃除道具等を手配する。

(b) ゴミは、現地市町村の分別方法に従い分別する。

(c) 所定の箇所にゴミ袋を設置する。

(d) 施設に喫煙スペースがある場合は、吸い殻・火の後始末を管理する。

(e) ゴミ搬出業者と搬出時間等を打ち合わせる。

(f) 施設内を定期的に清掃する。

b トイレの管理

(a) 施設内のトイレは、トイレットペーパーなど消耗品の補充を行い、清掃は、施設管理者に依頼する。

(b) 農場テント等に設置する簡易トイレについては、設置と汲み取りは業者に一括契約し、トイレットペーパーなど消耗品の補充と清掃は現地受入係が行う。

※ 簡易トイレの手配は総括・調整班－資機材管理係が行う。

カ 留意事項

(ア) 光熱費の確認

利用前後に、集合施設とする建物の水道メーター、電気メーター等を記録し、後に支出する光熱費の算出根拠とする。

(イ) 個人的な貴重品は持ち込ませないことを原則とする。持ち込む場合は管理を自己責任とし、当係は責任を負わない。

(ウ) 防疫作業員の受付や作業の留意事項等の周知は、輸送バス内で移動中に行うと効率が良い。

(エ) 資機材の搬入、椅子・机等の賃貸・配置、養生シートの設置、ゴミの回収、清掃等にあっては業務委託も検討する。

### キ 必要資機材

- ※ 資機材の調達は原則として総括・調整班の資機材調達係が行う。  
なお、調達品目、調達量に応じて、必要がある場合は、(総合) 振興局指揮室内で増員又は分担を行う。
- ※ 受付用テーブルやPC、筆記用具といった受付側の必要スペース・物品の他、拡声器やホワイトボード、プロジェクター等の防疫作業員に情報を周知するための機材を必ず用意すること。※連絡調整係使用分も含む。

資機材	数量	設置場所	調達元
通信機器	複数	指揮所 受付	(総合) 振興局 (地域政策課)
ホワイトボード	3台 1台	指揮所 受付	〇〇講堂、〇〇会議室、 〇〇普及センター
時計 布テープ ビニールテープ 筆記用具 軍手 カッター 大判紙		各所	(総合) 振興局
名簿(紙or電子)		受付	
拡声器		受付	
袋、箱、タグ		受付	
簡易ベット		休憩所	
救急箱		休憩所	
簡易トイレ		休憩所	
ゴミ袋		各所	
掃除道具		休憩所	

## ク 連絡先

総括・調整班－動員・班編制係

担当者氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

農場防疫班－農場統括係

担当者氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

防疫支援班－資機材調達・管理係

担当者氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

防疫支援班－健康管理係

担当者氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

防疫支援班－消毒ポイント係

担当者氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

防疫支援班－食事係

担当者氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

防疫支援班－連絡調整係

担当者氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_

※ 埋却地が農場外の場合は、埋却係の連絡先も把握すること

農場防疫班－埋却係

担当者氏名：\_\_\_\_\_

連絡先：\_\_\_\_\_